

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化 (農村の振興)

令和 5 年 1 月
農林水産省

目次

1. 食料・農業・農村基本法における「農村の振興」の位置づけ	
① 食料・農業・農村基本法における「農村の振興」の位置づけ・・・	3
② 農村振興施策の変遷	4
③ 日本型直接支払	5
2. 基本法制定以降の情勢の変化	
(1) 農村における人口減少・高齢化の進展	
① 主要国の人口と高齢化率	7
② 都市部の一極集中の状況	8
③ 農村における人口減少と高齢化	9
④ 過疎地域における人口増減の要因	10
⑤ 留意すべき視点	11
(2) 農村における人口減少への対応	
① 農業集落の小規模化	13
② 総戸数9戸以下の集落の増加と集落活動の実施率の低下・・	14
③ 高齢化集落の増加と生活環境の悪化	15
④ 小規模集落、高齢化集落の農地面積	16
⑤ 中山間地域の状況	17
⑥ 人の流れをつくる① （デジタル田園都市国家構想総合戦略）	18
⑦ 人の流れをつくる② （デジタル田園都市国家構想総合戦略）	19
⑧ 移住・定住施策①	20
⑨ 移住・定住施策②	21
⑩ 地方に仕事をつくる （デジタル田園都市国家構想総合戦略）	22
⑪ 農村RMOの形成	23
⑫ 農山漁村発イノベーションの推進	24

(3) 農村のインフラの維持	
① 農業用排水施設の維持管理	26
② 類型別の維持管理体制	27
③ 水利関係法と水利組織の変遷	28
④ 土地改良区の状況	29
⑤ 土地改良区運営の継続に係る課題	30
⑥ 基幹的施設の老朽化	31
⑦ 老朽化による突発事故の発生状況	32
⑧ 管理水準の向上による突発事故の発生防止と ライフサイクルコストの低減	33
⑨ 気候変動等に伴う維持管理費の増加 と管理の高度化・複雑化	34
⑩ 施設の維持管理の効率化に向けた対策	35
⑪ 末端施設の維持管理	36
⑫ 共同活動による維持管理	37
⑬ 多面的機能支払交付金の対象組織の構成	38
⑭ 多面的機能支払の課題	39
⑮ 留意すべき視点	40
(4) 鳥獣被害の深刻化	
① 野生鳥獣による農作物被害	42
② シカの推定個体数及び捕獲頭数の推移	43
③ イノシシの推定個体数及び捕獲頭数の推移	44
④ 狩猟免許所持者数の推移、鳥獣被害対策の担い手・・・	45
3. 論点	47

1. 食料・農業・農村基本法における 「農村の振興」の位置づけ

食料・農業・農村基本法における「農村の振興」の位置づけ

○ 現行基本法上の条文上の扱い

- ー 農村は、農業生産活動が行われる現場であるとともに、農業者の生活基盤であることから、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、その振興を図らなければならないことを基本法の理念として規定。
(第5条)
- ー 農村は、農業生産と地域住民の生活が複合的に営まれる地域であるという特質を踏まえ、土地利用調整に留意した農村振興施策が必要という施策の基本方向を規定。また、農村の活力向上を図る観点から、農業の生産基盤の整備と生活環境の整備等、福祉の向上の施策が総合的に行われる必要があるという基本方向を規定。
(第34条)
- ー 特に、中山間地域等は、全国の農業生産の約4割を占め、食料供給や多面的機能の発揮の上で重要な役割を果たしているが、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であることから、条件不利補正を含め、地域の特性に応じた施策が必要という基本方向を規定。
(第35条)
- ー 都市住民にゆとりと安らぎを提供するとともに、農業及び農村への理解を促進するため、都市と農村の交流の推進や都市部における農業の振興について、その施策の基本方向を規定。
(第36条)

○ 基本法制定前後の想定と課題

- ー 旧農業基本法においては、都市と農村の関係を農工間の所得格差の問題として捉え、農業の所得の向上を図ることを目的とした。
- ー 現行基本法では、農村の意義を農業による食料供給と多面的機能の発揮の場として捉え、その機能の発揮には生活環境の整備などの地域政策が必要とした。

食料・農業・農村基本法（関係部分抜粋）

第一章 総則

（農村の振興）

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興を図られなければならない。

第二章 基本的施策

第四節 農村の振興に関する施策

（農村の総合的な振興）

第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

（中山間地域等の振興）

第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

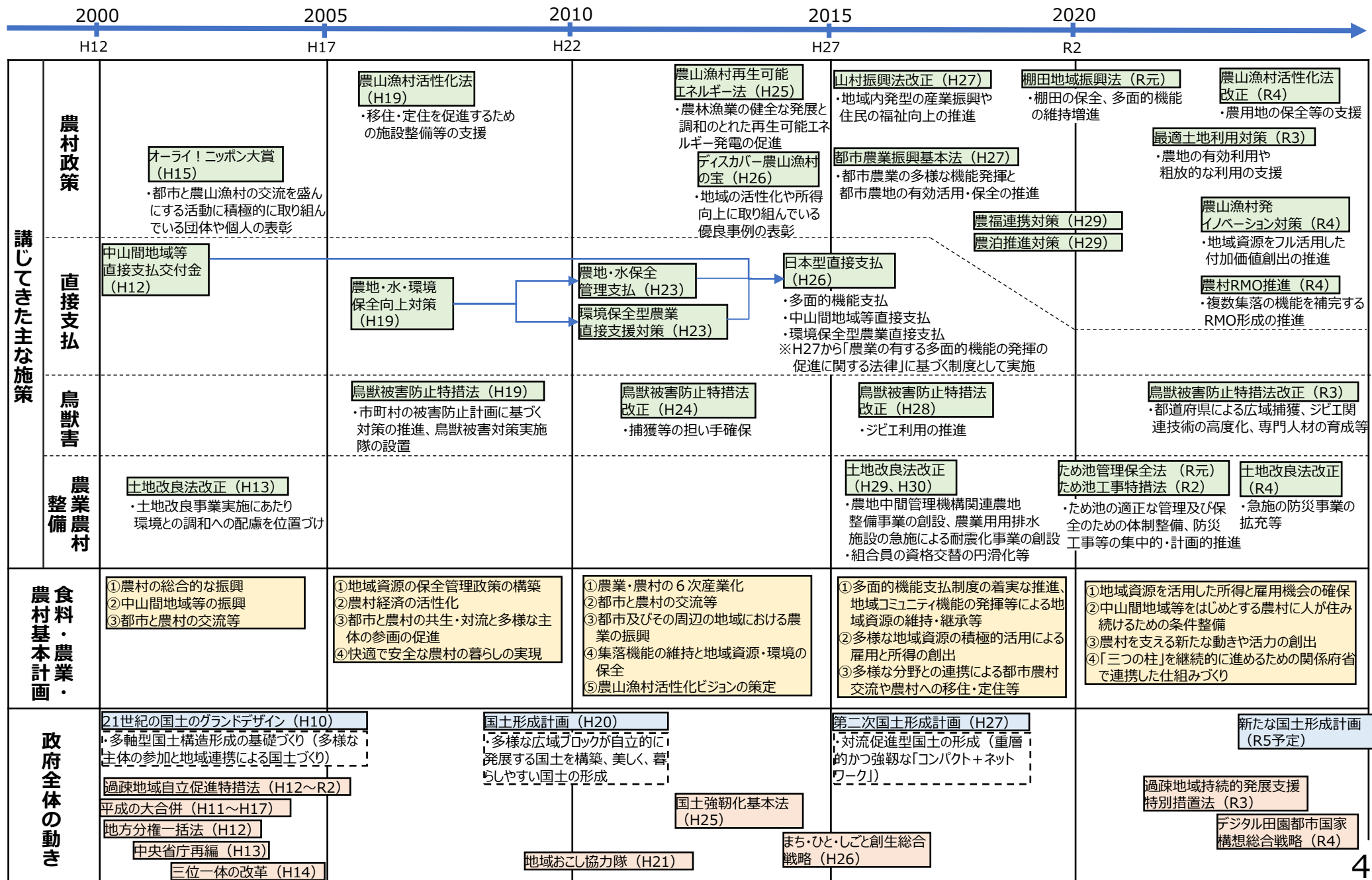
2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

（都市と農村の交流等）

第三十六条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

農村振興施策の変遷



日本型直接支払

- 2000年度から、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正するため、日本初の直接支払として中山間地域等直接支払を開始。
- 2007年度から、農地・農業用水等の保全と質的向上に資する共同活動と、化学肥料・農薬の低減など環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策を開始。
- 2014年度から、日本型直接支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）を開始。
- 2015年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。

環境保全型農業直接支払

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000	リビングマルチ（うち、小麦・大麦等）		5,400 (3,200)
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算		草生栽培		5,000
	そば等雑穀、飼料作物	3,000	不耕起播種		3,000
堆肥の施用		4,400	長期中干し		800
カバークロップ		6,000	秋耕		800
地域特認取組	取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。		取組拡大加算	交付単価 有機農業の新規取組面積あたり 4,000円/10a	

多面的機能支払

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

【資源向上支払】

- 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

	都府県			北海道			交付単価 (円/10a)
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)	③資源向上支払 (長寿命化)	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)	③資源向上支払 (長寿命化)	
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400	
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600	
草地	250	240	400	130	120	400	

中山間地域等直接支払

- 中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条件の不利を補正

- 中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって以下の農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付



中山間地域
(山口県長門市)

- ・ 農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）

地目	区 分	交付単価 (円/10a)	地目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000	草地	急傾斜（15度～）	10,500
	緩傾斜（1/100～）	8,000		緩傾斜（8度～）	3,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500	採草 放牧地	草地比率の高い草地※	1,500
	緩傾斜（8度～）	3,500		急傾斜（15度～）	1,000
				緩傾斜（8度～）	300

※ 寒冷地

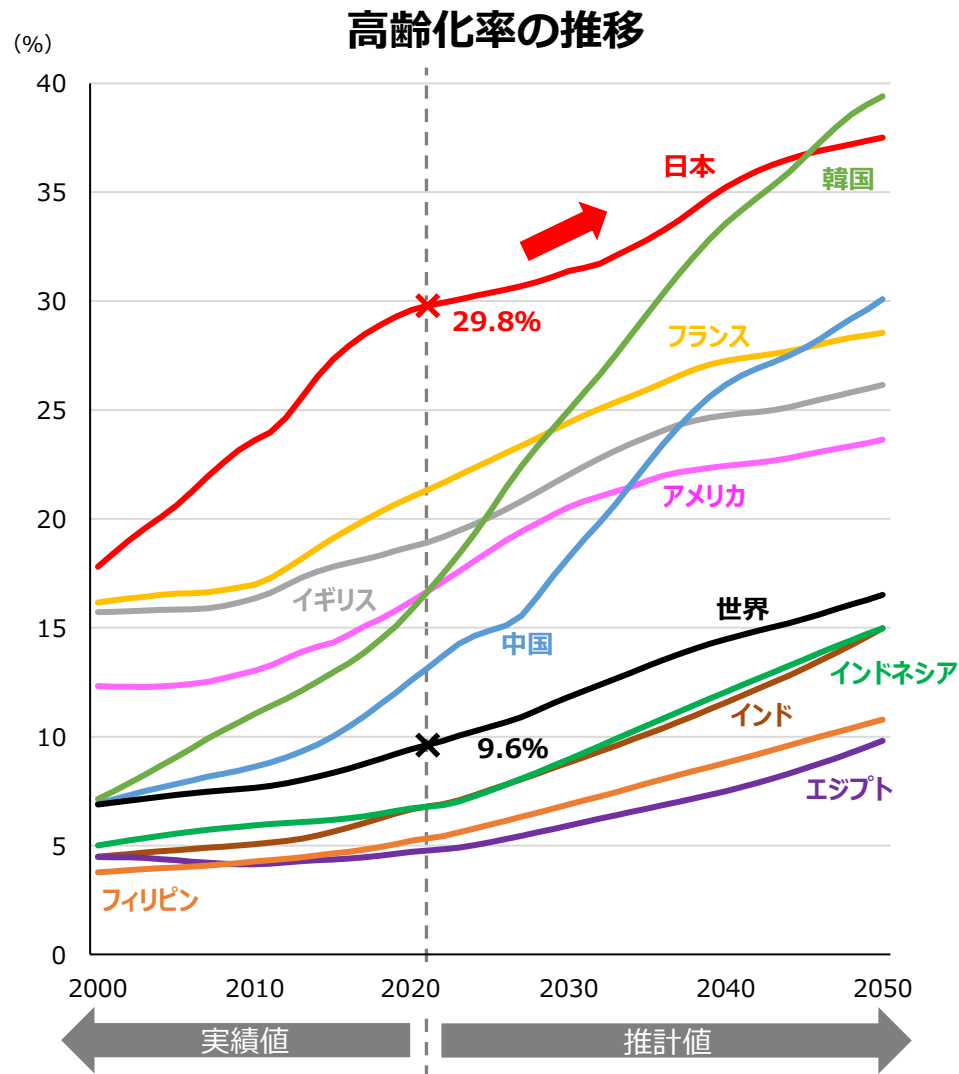
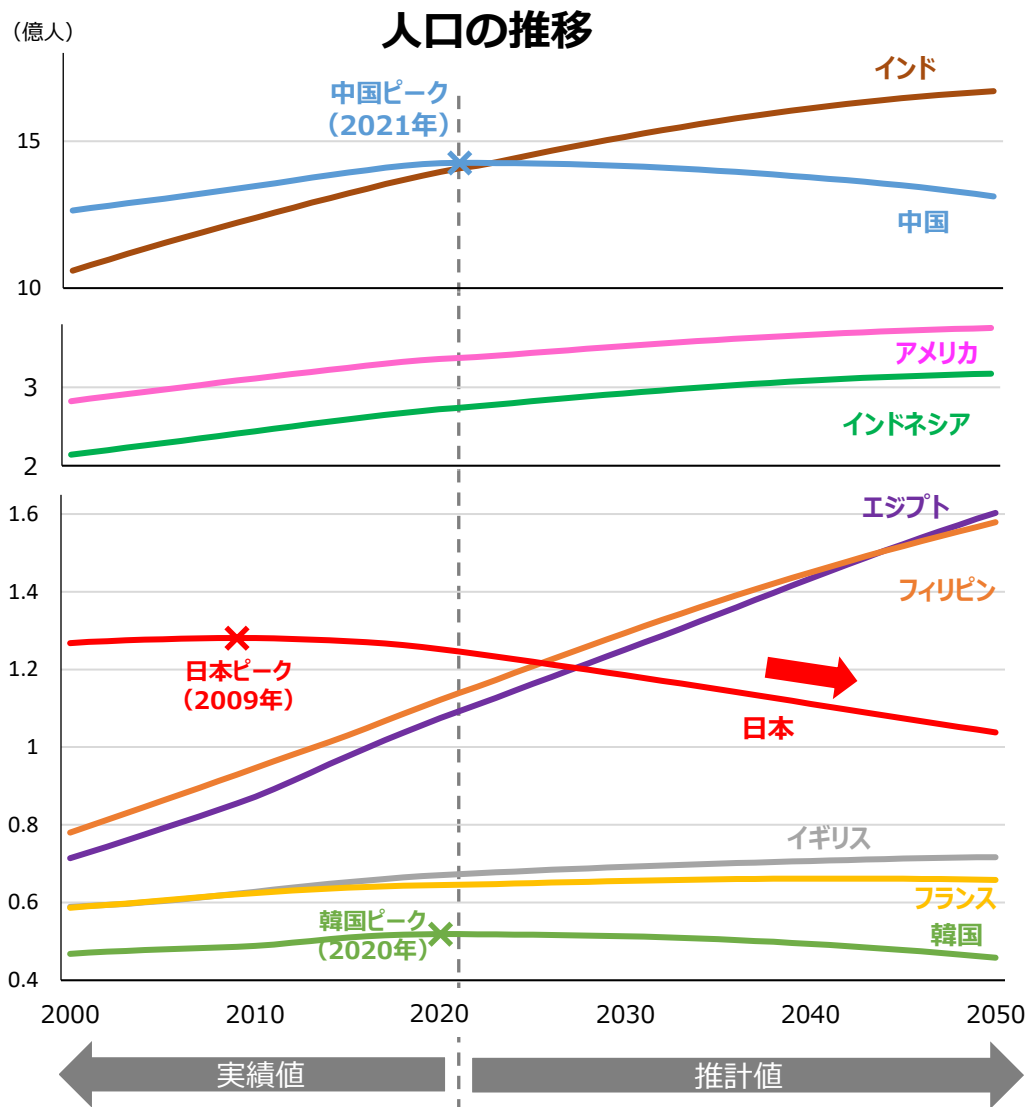
2. 基本法制定以降の情勢の変化

(1) 農村における人口減少・高齢化の進展

- ー 日本の人口は、2009年をピークに既に減少に転じている。高齢化率についても今後引き続き上昇し続ける見込み。
- ー これまで、農村、特に中山間地域においては、人口減少・高齢化が都市的地域に先駆けて進行している。

主要国の人口と高齢化率

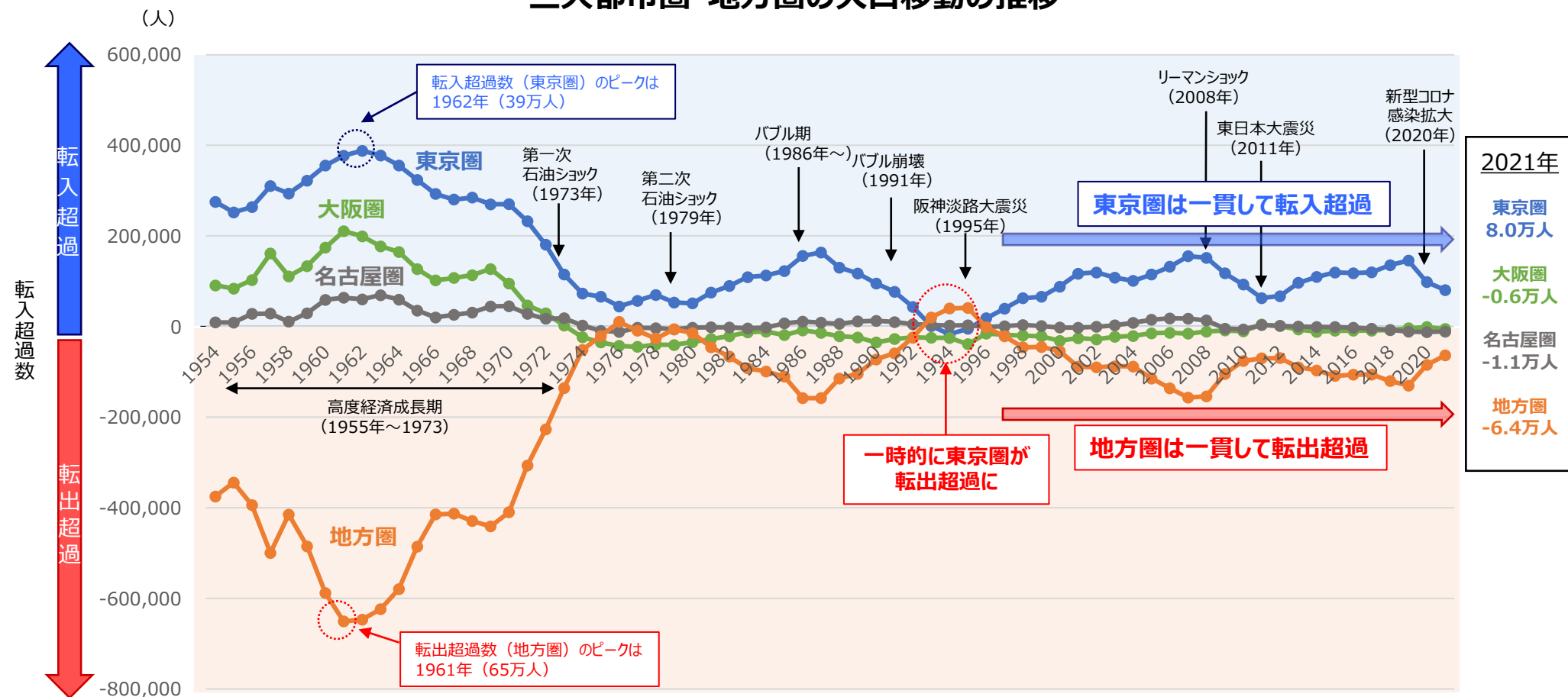
- 世界の主要国では、2050年まで一貫して人口増加する国が多い一方で、日本の人口は2009年をピークに既に減少に転じている（韓国は2020年、中国は2021年がピーク）。今後、日本の人口減少は特に顕著に進み、2050年には1億人程度にまで減少する見込み。
- 高齢化率（65歳以上人口比率）については、主要国ではいずれも増加傾向にあるが、日本は近年急激に高齢化が進み、2021年時点で29.8%と主要国において最も高い状況。今後も上昇し続ける予測となっている。



都市部の一極集中の状況

- 高度経済成長期には、地方圏の人口が三大都市圏に流入。
- 1980年頃にかけて、人口流入は沈静化したが、その後バブル期にかけて東京圏に人口が流入。
- バブル崩壊後は、東京圏が一時的に転出超過となったが、2000年代以降は東京圏のみ再び転入超過の傾向が続いている。

三大都市圏・地方圏の人口移動の推移



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に農林水産省にて作成

注：地域区分の定義

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

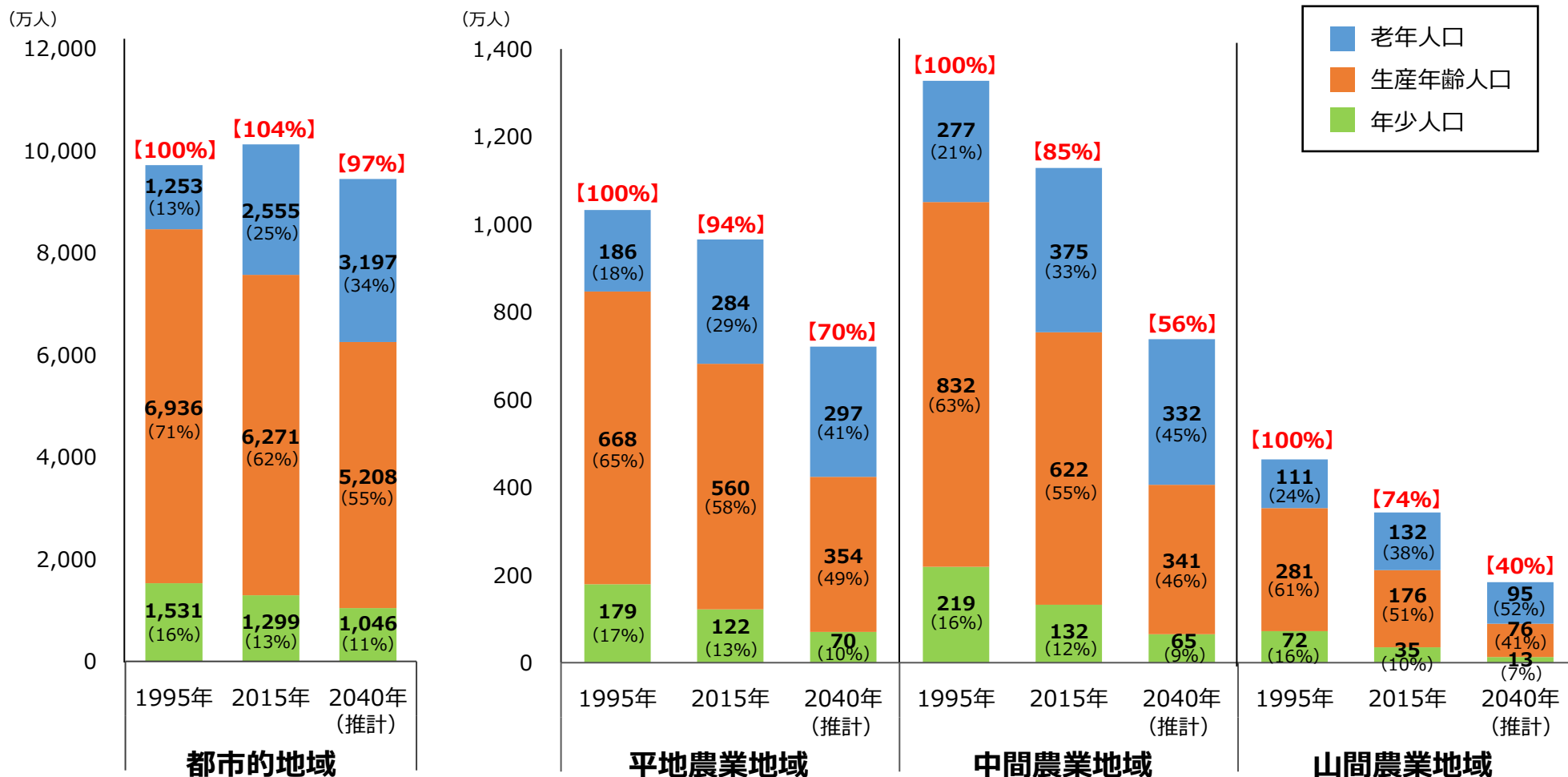
名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

地方圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏以外の地域

農村における人口減少と高齢化

- 地域類型別に人口構成の推移を見ると、2015年においては、1995年比で山間(▲26%)、中間(▲15%)、平地(▲6%)の順で人口減少率が高い。また、2015年の高齢化率も、山間(38%)、中間(33%)、平地(29%)の順で高い。
- 2040年には、さらに人口減少及び高齢化が顕著に現れ、1995年比で山間(▲60%)、中間(▲44%)、平地(▲30%)の順で人口減少率が高くなることが予測されている。

地域類型別の人口構成の推移

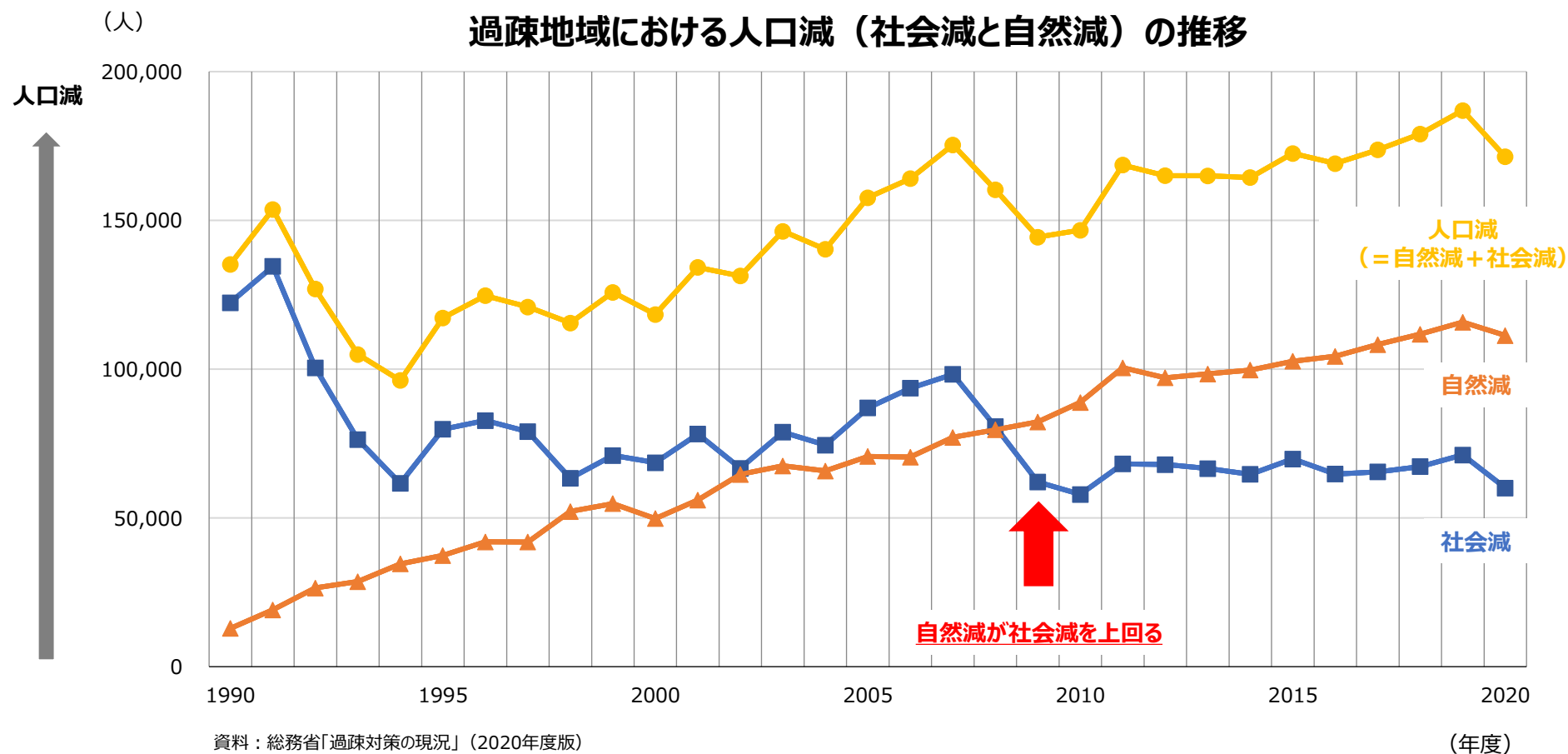


資料：農林水産政策研究所における国勢調査の組替集計のデータを基に
農林水産省農村計画課にて作成。なお、2040年はコーホート分析による推計値。

注1：【 】は1995年を基準値100%とした、2015年と2040年の相対値
注2：（ ）は各年の合計人口数における割合

過疎地域における人口増減の要因

- 過疎地域の人口増減の要因を、出生・死亡による「自然増減」と転入・転出による「社会増減」から見ると、1989年以降、社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっている。
- 2009年以降、社会減より自然減が大きくなっている。



資料：総務省「過疎対策の現況」（2020年度版）

注1：過疎地域とは、下記①、②又は③の区域に該当するもの。（人口減少率、高齢者比率、若年者比率、財政力指数を指標としている。）

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「持続的発展法」という。）第2条第1項に規定する市町村又は第4条第1項により過疎地域とみなされる市町村の区域
- ②持続的発展法第3条第1項若しくは第2項又は第4条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により過疎地域とみなされる区域
- ③持続的発展法第4条第2項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域

注2：データの取得ができない一部過疎地域を含まない

1. 農村の人口問題は、農村から都市への人口流出（社会減）と捉えてきたが、今は日本全体で人口が自然減している。



農村への移住等により社会減が一定程度緩和されても、それを圧倒的に上回る規模で自然減が進行。

2. 基本法における農村：

農村は、農業的な土地利用が相当の部分を占め、かつ、農業生産と生活が一体として営まれているところ。

＜農村の2つの機能＞

- ①農業が行われる場であるとともに、農業者に生活の場を提供。
- ②農業者及びその関係者によって、水路や農道などの農業インフラを管理。

両者を区別する必要がなかった。



農村での人口減が進む中で両者を一体的に捉えることに限界があるのではないか。
（コミュニティによる下支えが失われる地域についての営農継続性の検討が必要。）

2. 基本法制定以降の情勢の変化

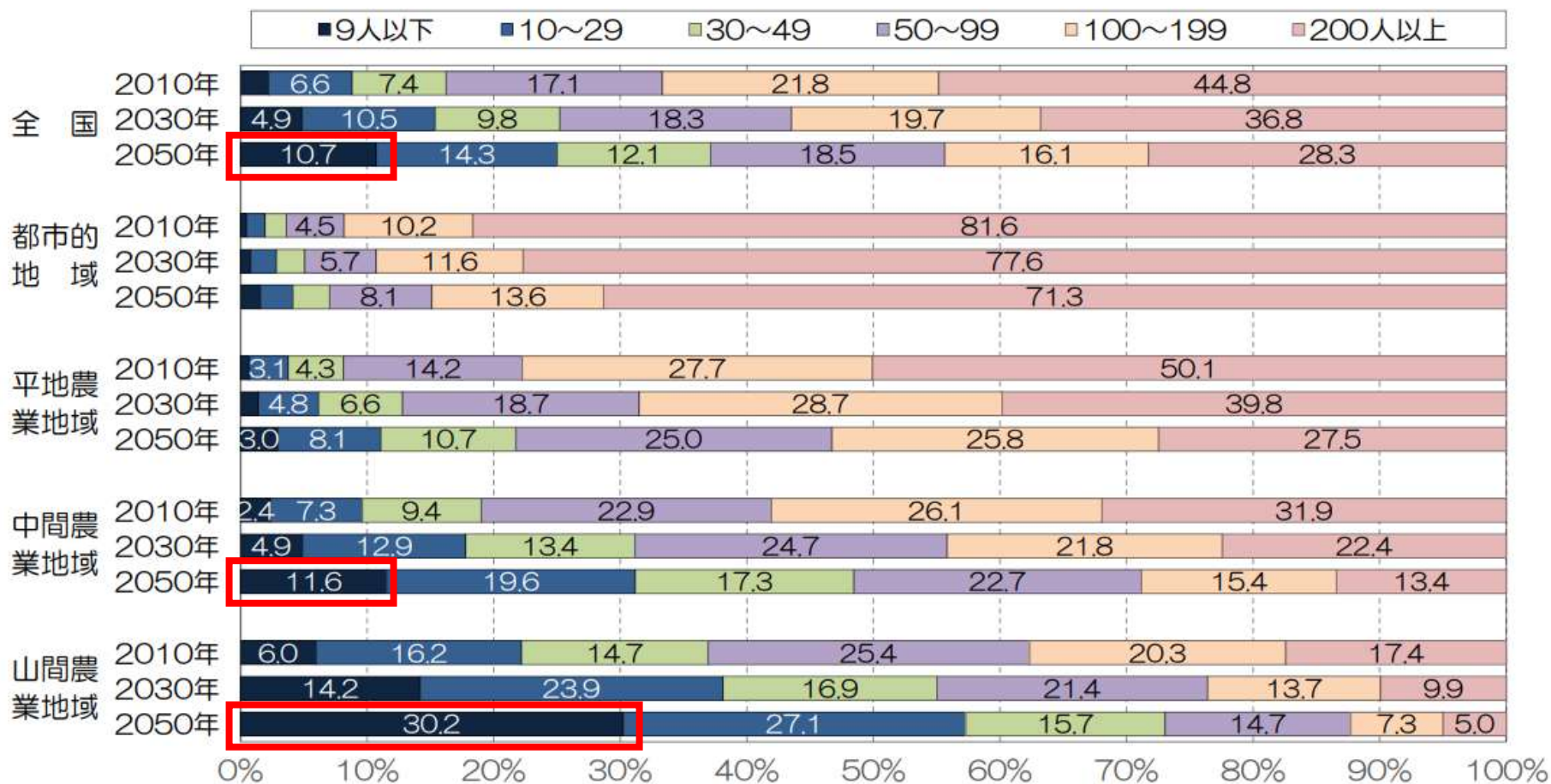
(2) 農村における人口減少への対応

- － 農村においては、農業集落の小規模化・高齢化が進んでいる。
- － 農業集落の小規模化・高齢化は、集落活動の停滞や生活環境の悪化を招くおそれ。
- － 小規模化・高齢化する集落にも農地が多く存在し、食料安全保障の観点からも、農業生産活動を維持するため集落機能の維持は不可欠。

農業集落の小規模化

- 農業集落の小規模化が進んでおり、2050年では「人口9人以下」の小規模集落が全集落の1割を超える見込み。
- 特に、中間農業地域では1割、山間農業地域では3割を超えることが見込まれる。

人口規模別集落数の構成割合（推計結果）



資料：農林水産政策研究所：橋詰登「人口減少下における集落の小規模化・高齢化と集落機能」（2014）

注1：2030年及び2050年の割合は、集落ごとに実施したコーホート分析によって推計した年齢別の集落人口に基づく

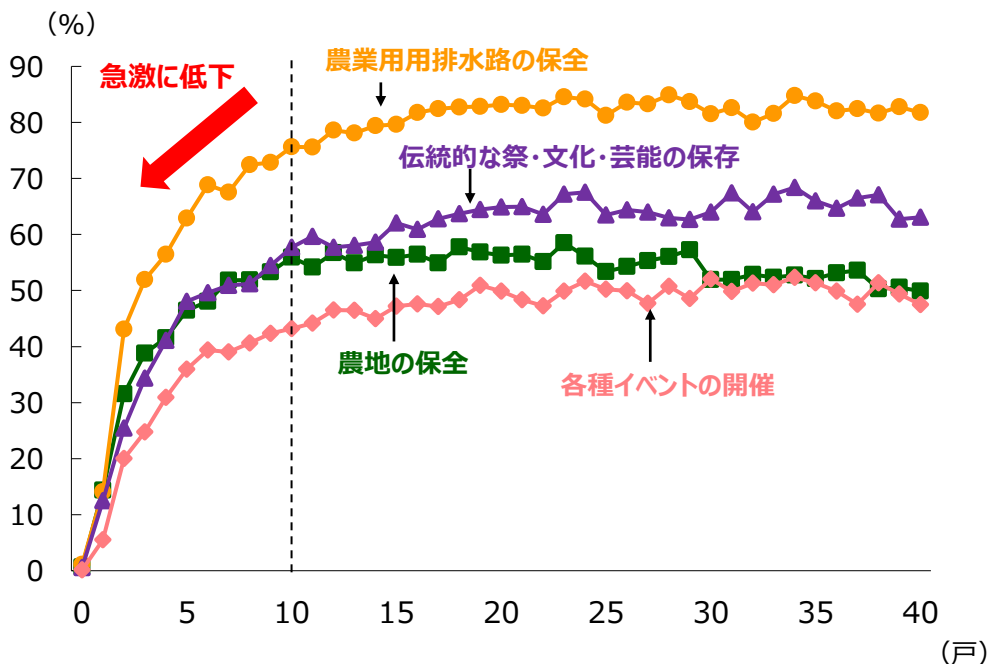
注2：「9人以下」には、集落人口が0の集落を含む

注3：農業集落とは、市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のこと。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。（農林水産省「農林業センサス」より）

総戸数9戸以下の集落の増加と集落活動の実施率の低下

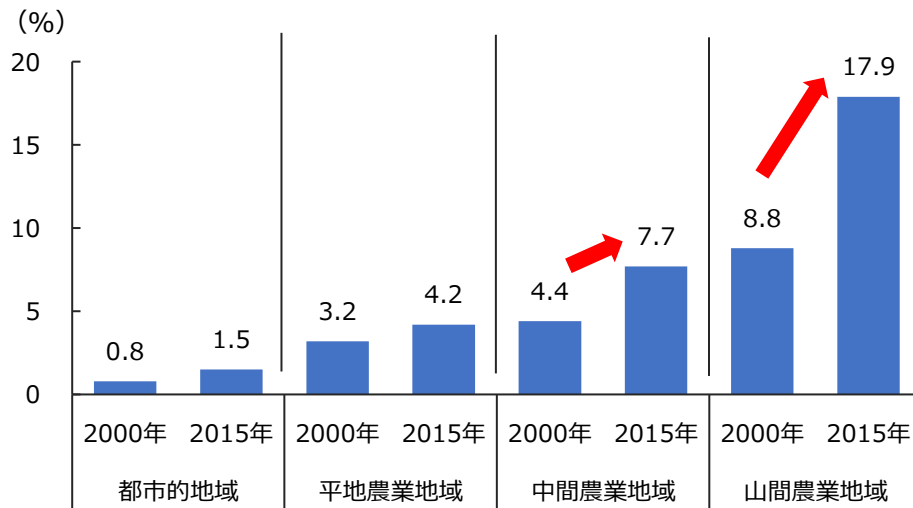
- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2015年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予測される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」
(2018年12月)

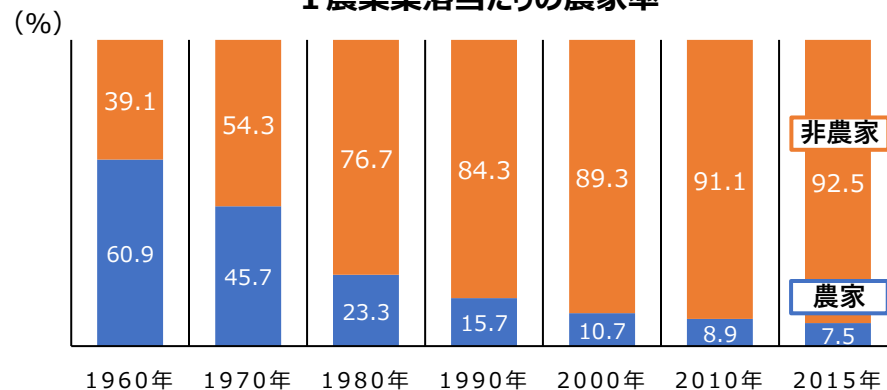
総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農業地域類型区分は、2000年は平成13年11月改定を使用、2015年は平成29年12月改定を使用。

1 農業集落当たりの農家率

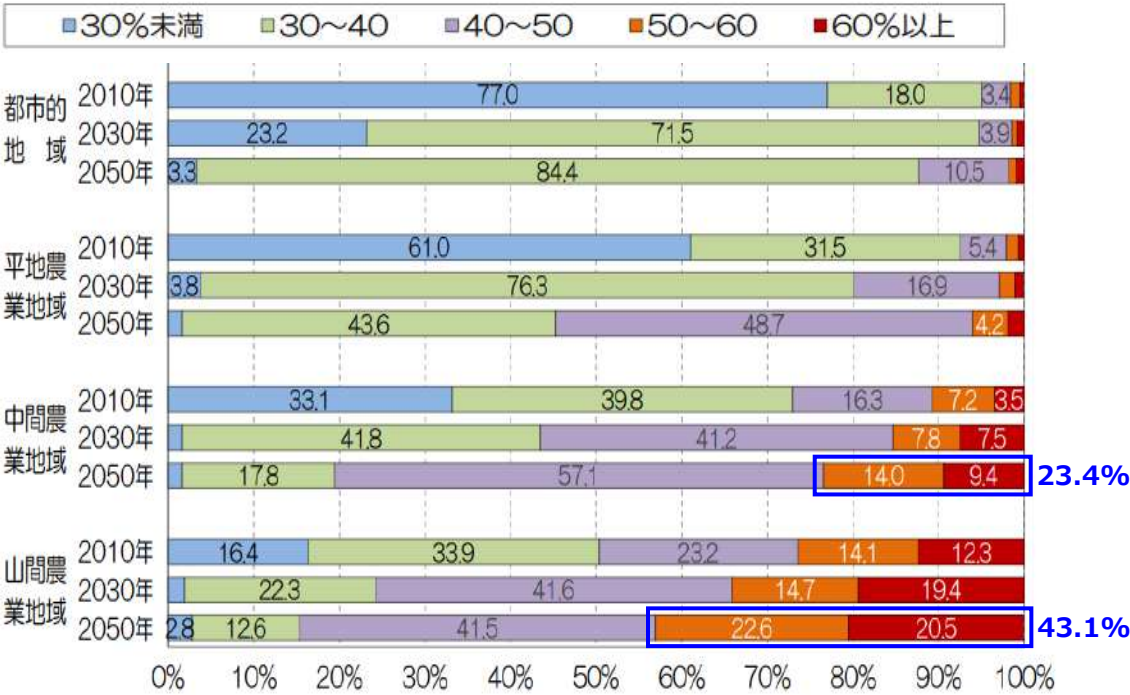


資料：農林水産省「農林業センサス」

高齢化集落の増加と生活環境の悪化

- 農業集落では高齢化が進んでおり、2050年には高齢化率（65歳以上人口比率）50%以上の集落が山間農業地域で4割、中間農業地域でも2割を超えることが予測されている。
- 高齢化率が高い農業集落は、生活の利便性が低い傾向。生活の利便性が低いと、さらなる高齢化・人口減少につながり、集落存続の危機が深まる。このサイクルを断ち切るため、日々の生活に必要な生活環境（買い物、医療、教育等へのアクセスのほか、高齢者見守り等福祉サービスなど）の改善が重要。

集落人口の高齢化率(65歳以上人口比率)別
集落数の構成割合



資料：農林水産政策研究所：橋詰登「人口減少下における集落の小規模化・高齢化と集落機能」（2014）
注1：2030年および2050年の割合は、集落ごとに実施したコーホート分析によって推計した年齢別の集落人口に基づく
注2：2010年、2030年、2050年ともに、有人集落を母数とした集落割合である

高齢化率別の農業集落の生活環境

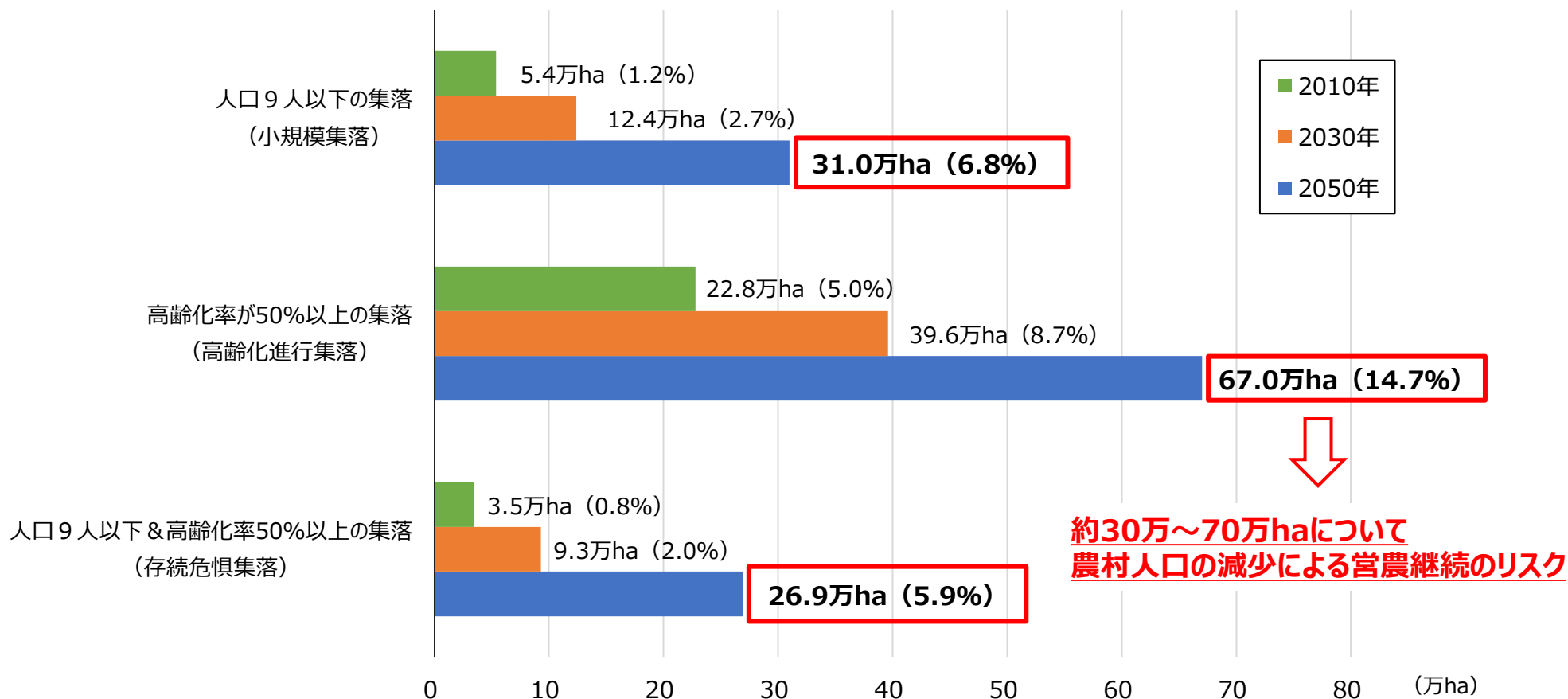
生活環境	2015年度の高齢化率 50%未満の 集落	2015年度の高齢化率 50%以上の 集落
市区町村役場まで15分未満	72.5%	47.5%
農協まで15分未満	80.8%	49.3%
警察・交番まで15分未満	83.5%	58.3%
病院・診療所まで15分未満	74.9%	48.0%
小学校まで15分未満	44.8%	33.7%
中学校まで15分未満	39.6%	23.6%
公民館まで15分未満	85.3%	61.9%
スーパー・コンビニまで15分未満	80.3%	42.0%

資料：農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB（2015年）国勢調査 男女・年齢別人口（平成27年）、農林業センサス農山村地域調査（2015年）」を基に農林水産省農村計画課にて集計

注：農林業センサス農山村地域調査（2015年）において、生活関連施設別データのある137,537集落を対象とし、「高齢化率50%以上の集落」17,886集落、「高齢化率50%未満の集落」119,651集落を分けて集計した

小規模集落、高齢化集落の農地面積

- 農村地域のコミュニティ機能の低下により、それらの集落に存在する農地での営農の継続が困難になる。
- 2050年の農地面積は、コミュニティとしての機能が失われる9人以下の集落では31万ha、コミュニティ機能の維持が困難になる可能性の高い高齢化進行集落では67万haになる予測。
- 食料安全保障の観点からも農村人口の維持・増加が課題。



資料：農林水産政策研究所：橋詰登「人口減少下における集落の小規模化・高齢化と集落機能」（2014）

注1：2030年および50年の農地面積は、集落ごとのコーホート分析によって当該区分に該当すると予測された集落が有する2010年時点での耕地面積（属地）である

注2：（ ）内の数値は、2010年時点での全国の耕地面積に対する当該面積の割合を示す

中山間地域の状況

- 中山間地域の人口は全国の約 1 割であるが、総土地面積については 6 ～ 7 割、耕地面積、農家数、農業産出額については約 4 割を占めるなど、2000 年以降その割合はほぼ変化しておらず、農業・農村の中で重要な役割を果たしている。



資料：農林水産省「農林統計に用いる地域区分」

農林水産省「農林業センサス」(① (組替集計)、③、④)

農林水産省「耕地及び作付面積統計」(②の全国値)

農林水産省「生産農業所得統計」(⑤の全国値)

注 1：中山間地域に該当する総土地面積が減少したのは、市町村合併に伴い、農業地域類型が都市および平地農業地域へ変更されたことが主な要因と考えられる

注 2：①の2020年の中山間地域の割合は、市区町村別個票データから集計した合計値に対する割合

注 3：①③④における農業地域類型区分は、2000年は平成13年11月改定を使用、2020年は平成29年12月改定を使用

注 4：②及び⑤の中山間地域の値は、農林水産省地域振興課が推計

人の流れをつくる①（デジタル田園都市国家構想総合戦略）

- 政府はデジタル田園都市国家構想総合戦略を2022年12月にとりまとめ、地域の人口増、関係人口の創出による活性化の方針を打ち出した。
- 人口減少、少子化が深刻化する中で、地方活性化を図るためには、一定程度以上の人口を確保することが重要であり、そのため、地方への移住・定住を推進し、都会から地方への人の流れを生み出すとともに、地方から流出しようとする人を食い止めることが求められる。

地方への移住・定住の推進、 「転職なき移住」の推進など、地方への人材の還流

- 企業に**本社機能の配置見直し等の検討**を促し、**地方移転等を更に推進**

- ・ **拡充した地方拠点強化税制等**について、地方公共団体等との連携を強化しつつ、**デジタル田園都市国家構想交付金などの関連施策と合わせ活用を促進し、企業の地方移転等を強力に推進**



- **地方移住に対する支援を一層後押し**するとともに、デジタル技術を活用した**地方創生テレワークや、副業・兼業による「転職なき移住」を更に推進**

- ・ 企業版ふるさと納税やデジタル田園都市国家構想交付金等の活用による**サテライトオフィス等の整備**

- ・ 地方創生テレワークに取り組もうとする企業への**相談対応や優良事例の表彰**

- ・ **地域おこし協力隊員の起業や事業継承の支援、隊員の受入れ・サポート体制の充実**

- ・ **「移住・交流情報ガーデン」の活用等**による情報発信の強化

- ・ 国立公園や国定公園の利用拠点での**ワーケーション受入環境の整備や滞在環境の整備等**

【重要業績評価指標】

東京圏から地方への移住者：年間 10,000人（2027年度）

移住・定住の推進事例

県庁内に地方創生テレワークのモデルオフィスを開設 【山口県】

- ・ 都市部のテレワーカーを受け入れるための先導的、中核的施設として、2021年7月に**モデルオフィス「やまぐち創生テレワークオフィスYY！SQUARE（ワイワイ！スクエア）」**を県庁内に設置。
- ・ オフィスコンシェルジュを配置し、利用者から移住や企業進出の**相談があれば即時対応できる体制**を整えた。
- ・ 県内通勤者にはテレワーク等の「新しい働き方」を实践する場として提供。県内各地域でも**「転職なき移住」**が実現できるようにPRしている。



モデルオフィス（山口県庁内）

移住・交流情報ガーデン 【一般社団法人 移住・交流推進機構】

- ・ 地方への移住・交流に関心のある方からの相談、問い合わせに対し、**相談員が対応**する。
- ・ 各自治体が作成した移住・交流に関するパンフレット、地域資料を始めとした、各種情報が検索できるほか、**全国の自治体によるイベントやセミナーなども随時開催**している。



相談コーナー（東京駅付近）

開催例）就農相談、移住相談会、
地域おこし協力隊の活動報告会等

人の流れをつくる②（デジタル田園都市国家構想総合戦略）

関係人口の創出・拡大等、二地域居住等の推進

- 関係人口の創出・拡大による**地方の経済活動や魅力向上の取組の活性化、都市部の人材のキャリアアップ、更には地域の付加価値創出**につなげる。
 - 都市住民等と地域のマッチングや地域課題に関わるための仕掛けづくりに取り組む**中間支援組織への支援**
 - 全国版の**官民連携によるプラットフォーム**（かかわりラボ）の運営等による参考事例の情報発信・横展開
 - 「**第2のふるさとづくり**」の推進による交流人口の創出
- 都市部と地方の二拠点での生活をはじめ、**多様なライフスタイルの実現が可能な環境整備**。
 - デジタル田園都市国家構想交付金**において、民間事業者に対する**間接補助も含め、施設整備の支援等**



移住や二地域居住等に活用する
集合住宅やシェアハウス



地域の交流促進、地産地消等の拠点となる
コミュニティセンター、コミュニティカフェ等



地域の文化財、伝統文化体験施設、
郷土博物館等



子育てサービスとワーキングスペース
を併設した施設等

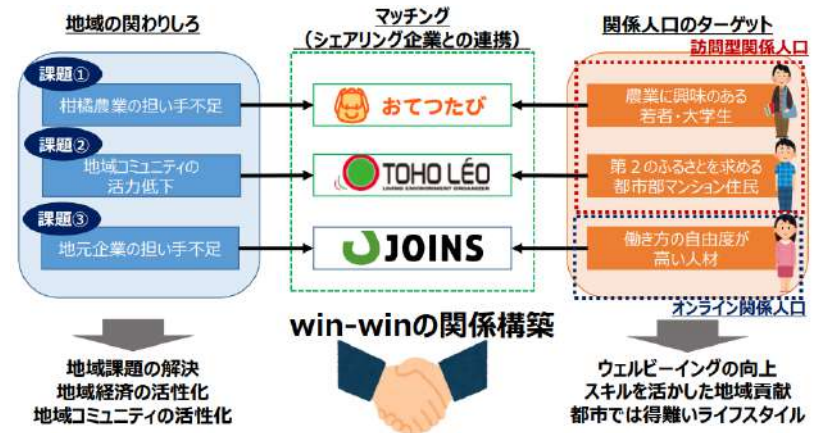


サテライトオフィス等の目的で
利活用できる施設

関係人口の創出・拡大等、二地域居住等の推進事例

中間支援組織による関係人口創出・拡大の取組：
JR西日本×瀬戸内3市による「せとうちファンづくり」プロジェクト

- 瀬戸内地域の共通課題である農業の担い手不足、地域コミュニティの活力低下、地元企業の担い手不足等の地域課題を関わりしるに、中間支援組織とシェアリング企業が連携することで、関係人口の創出・拡大を図り、横展開を図っていく。



官民連携によるプラットフォーム (かかわりラボ)

- 全国の中間支援団体、民間事業者、地方公共団体等を会員として、スキルアップミーティング（研修会）等の活動を実施。



会員同士が取組のマッチング、
ブラッシュアップなどを図るため
オンラインで交流



関係人口
全国フォーラム

「第2のふるさとづくり」の推進 (兵庫県丹波篠山市)

- 古民家を活用し、宿泊、飲食等を通じて限界集落を再生。
- マルシェ等により新たな交流を創出し、魅力的な生業・居住環境等を提供。



移住・定住施策①

○ 農村振興施策による農的関係人口の創出・拡大とともに、関係府省による地方移住促進施策により、将来的な農村への移住者や潜在的な農業・農村の担い手を拡大する。

【地方移住促進施策・移住時に活用可能な施策】

No.	府省庁名	事業名	事業概要	R4当初予算 (億円)	R3実績（または直近実績）
1	内閣府	地方創生移住支援事業	東京圏からUIターンして起業・就業する方に最大100万円を支給する地方公共団体の取組を支援。	地方創生推進交付金 1,000億円の内数	2,381人
2		地方創生起業支援事業	地方において、地域の課題解決に取り組む起業をする方に最大200万円を支給する地方公共団体の取組を支援。	地方創生推進交付金 1,000億円の内数	521件
3	総務省	地域おこし協力隊	都市地域から条件不利地域に移住して地域協力活動を行う者を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱。	2.4億円 ※別途、隊員の活動経費等について特別交付税措置	6,015名 ※R3.3.31までに任期終了した隊員 8,082人のうち5,281人が同じ地域に定住
4		移住・交流情報ガーデン	居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口として、「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口至近に常時開設。	0.9億円	2,894人
5		ローカル10,000プロジェクト	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。	地域経済循環創造事業 交付金 5.0億円の内数	440事業、354億円
6	厚生労働省	地方人材還流促進事業 (LO活プロジェクト)	地方就職希望者に対し、サイトなどを活用した地方就職支援情報の発信、セミナーの開催及び個別相談などにより、地方就職を促進。	3.5億円	38,444人 ※サイト登録者数
7		中途採用等支援助成金 (UIターンコース)	内閣府の地方創生移住支援事業の利用者を採用した事業主に対して採用活動に要した経費の一部を助成。	1.0億円	20件 ※計画提出数
8	農林水産省	就農準備資金・経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付。	207億円の内数	準備型：1,437人 経営開始型：9,648人 ※R4より事業名が変更。 前身事業の実績を記載。
9	国土交通省	全国版空き家・空き地バンク	各自治体の空き家等情報を集約し、簡単に検索できる「全国版空き家・空き地バンク」を構築。	0.05億円	R3.4～R4.3：新規参加83自治体 (延べ882自治体)
10		【フラット35】地域連携型・地方移住支援型	地方移住者の住宅取得を積極的に支援する自治体と住宅金融支援機構が連携してフラット35の金利を引下げ。	-	943件

移住・定住施策②

【地方への人材支援施策】

No.	府省庁名	事業名	事業概要	R4当初予算 (億円)	R3実績（または直近実績）
11	内閣府	地方創生人材支援制度	国家公務員・大学研究者、民間企業等の専門人材を市町村に派遣し、市町村長の補佐役として地方創生の推進業務に従事。	0.2億円	78市町村、88名
12		企業版ふるさと納税 (人材派遣型)	民間企業等の職員を地方公共団体等に派遣し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事。	(税制優遇措置)	27団体（派遣者31名）における活用事例を承知（R4/12/1時点）
13	内閣府／ 総務省	特定地域づくり事業	人口急減地域における地域づくり人材の確保のため、当該地域において就労（季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）等を行う者を組合で雇用し、事業者に派遣。	5.0億円 ※内閣府予算計上	36団体 ※ R 3 交付決定団体数
14	総務省	地域活性化起業人 (企業人材派遣制度)	三大都市圏所在企業の職員等を地方公共団体に派遣し、地域の魅力向上につながる業務に従事。	—	258市町村、395人
15	農林水産省	農山漁村関わり創出事業 〔農山漁村振興交付金のうち 地域活性化対策の一部〕	農山漁村地域における様々な取組に、地域外の多様な人材が関わるができる仕組みを構築し、事業実施後も継続しようとする事業者を支援。事業者は、農山漁村体験研修、人材ニーズ調査等の実証を実施。	農山漁村振興交付金 98億円の内数	279名 ※人材発掘事業（農山漁村体験研修を実施）に参加した研修生の数
16		人材活用事業 〔農山漁村振興交付金のうち 農泊推進対策の一部〕	農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、今後の取組を担う地域外の人材を、地域協議会等の研修生として農泊の取組に従事。	農山漁村振興交付金 98億円の内数	61名 ※人材活用事業において活動した研修生の数

資料：まち・ひと・しごと創生会議（第25回）（2021年4月）「＜配布資料＞資料1 地方への移住人材支援に関する取組」を基に農林水産省農村計画課にて作成

地方に仕事をつくる（デジタル田園都市国家構想総合戦略）

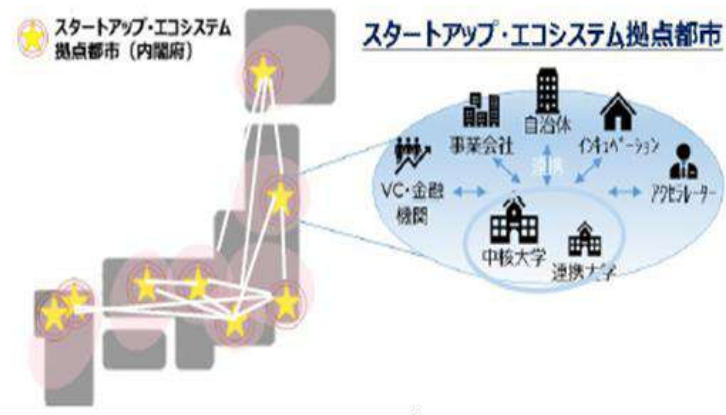
- デジタル田園都市国家構想総合戦略において、政府は都市圏から地方への移住を促進するため、起業等の新たな仕事を作る取組への支援を行っている。
- 労働人口が減少する中、地方が経済的に自立するためには、デジタル技術を活用し、地域産業の生産性の向上を図るとともに、継続的な地域発のイノベーションの創出にも取り組むことで、地域を支える産業の振興や起業を促すことが不可欠である。

スタートアップ・エコシステムの確立

- 官民連携の下で、新たな技術を育てるベンチャー投資や地域課題を解決し得る社会的投資の拡充・強化、実証の場の創設・拡充等により、**スタートアップが育ちやすい環境整備**等を実施
- 大学・高等専門学校等と**新たなシーズの創出・活用や人材育成・マッチング、新たなビジネス連携**等に積極的に取り組み、新たな市場の獲得を目指す
 - ・ スタートアップ・エコシステム拠点都市における**創業支援の強化**等

<スタートアップ・エコシステム拠点都市>

- 世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成を目指し、地方自治体と大学と民間組織（ベンチャー支援機関、金融機関、デベロッパー等）を構成員とするコンソーシアム（協議会等）を8か所選定
- 拠点都市のスタートアップ企業を中心に、海外トップレベルのアクセラレーターや世界の中核大学等との連携によるアクセラレーションプログラムを提供し、世界で躍動するスタートアップを育成。



中小・中堅企業DX

- 地域の産学官の専門家や地域の金融機関による中小・中堅企業の**DX支援体制を全国に構築・経営人材や専門人材確保のための支援**
 - ・ 支援コミュニティの立ち上げや地域企業のDXに係る戦略策定の伴走型支援
 - ・ ITベンダー等とのマッチング支援等
- 地域未来投資促進法の更なる活用などを進めながら、**デジタル化を通じた生産性向上や新たな付加価値の創出**
 - ・ 地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業の一層の振興を図る
- **キャッシュレス決済の拡大**
 - ・ インターチェンジフィーの標準料率公開の影響も踏まえた**市場の透明性向上**や加盟店による**価格交渉の活発化**等



スマート農林水産業・食品産業

- デジタルを活用した**農林水産業・食品産業の成長産業化と地域の活性化**を推進
 - ・ センサーやリモート制御による**農機等の遠隔操作**
 - ・ ドローン等を活用した**農薬や肥料の適量散布**
 - ・ AI等を活用した**熟練者の技術の再現**
 - ・ アシストスーツを活用した**作業の軽労化**
 - ・ ICT等を活用した**森林施業の効率化や高度な木材生産**
 - ・ 森林における**通信の確保**
 - ・ **デジタル林業戦略拠点の創出**
 - ・ **デジタル水産業戦略拠点の創出**
 - ・ 食品産業における**AI・ロボット等による生産性向上や流通のデジタル化、農林水産業との連携強化**
 - ・ eMAFFIによる**行政手続のオンライン化**等



【重要業績評価指標】

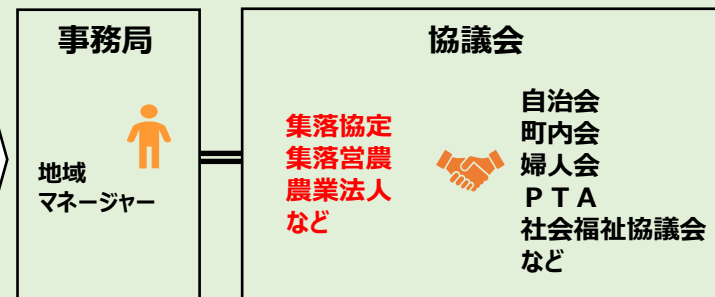
起業支援事業による地方での起業：1,000件程度（2027年度）

農村RMOの形成

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- 複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と自治会、社会福祉法人など地域の関係者とが連携して農村RMOを形成し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組むことで、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。

農村RMO形成に関する推進体制

農村RMO -Region Management Organization- (農村型地域運営組織)



地域の将来ビジョン（地域住民の共通認識） に基づく取組

農用地の保全

地域資源の活用

生活支援



農地周辺・林地の
草刈り作業



直売所を核とした
域内経済循環



集荷作業と併せた
買い物支援

多様な人材 の参画

- ・地域おこし協力隊
- ・地域プロジェクトマネージャー
- ・地域活性化起業人等

各府省の 制度活用

- ・総務省
- ・厚生労働省
- ・国土交通省
- ・農林水産省等

農村RMOの活動事例

高齢者でも栽培管理しやすい 作物の導入による農用地保全

高齢者の生き生きとした暮らしのため、
農用地保全の機会の提案、高齢者でも
栽培・管理しやすい作物の試験栽培
を行う。



高齢者が活動する
農園の看板



高齢者の
農業活動風景

バスの活用による 高齢農家の農産物出荷

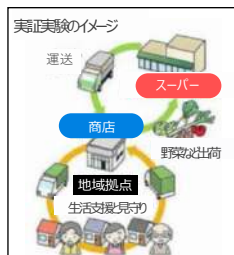
高齢化により出荷困難となった農業者
の農産物をバスなどを活用して出荷す
ることを試行し、農産物出荷が可能になり、
農業が持続可能になる。



バスを活用して野菜を出荷

農産物集出荷と買い物支援との複合

農産物の集出荷と買い物支援の宅配
サービスとの組み合わせを実証し、単体
では成立しにくい事業について、複合的
なサービスを導入。



農産物集出荷と
買い物支援との複合



高齢者への買い物支援

生産・消費のデータ分析により 需要に応じた生産への切り替え、 子ども食堂・高齢者施設への販路拡大等

地域内の生産者・消費者の状況を調査し、
需要と生産を見える化し、消費者ニーズを
分析や生産データを分析することで、高齢
者施設や子ども食堂の需要開拓や生産
者の生産計画に反映。



データを踏まえた
生産への反映



子ども食堂・高齢者
施設での活用等

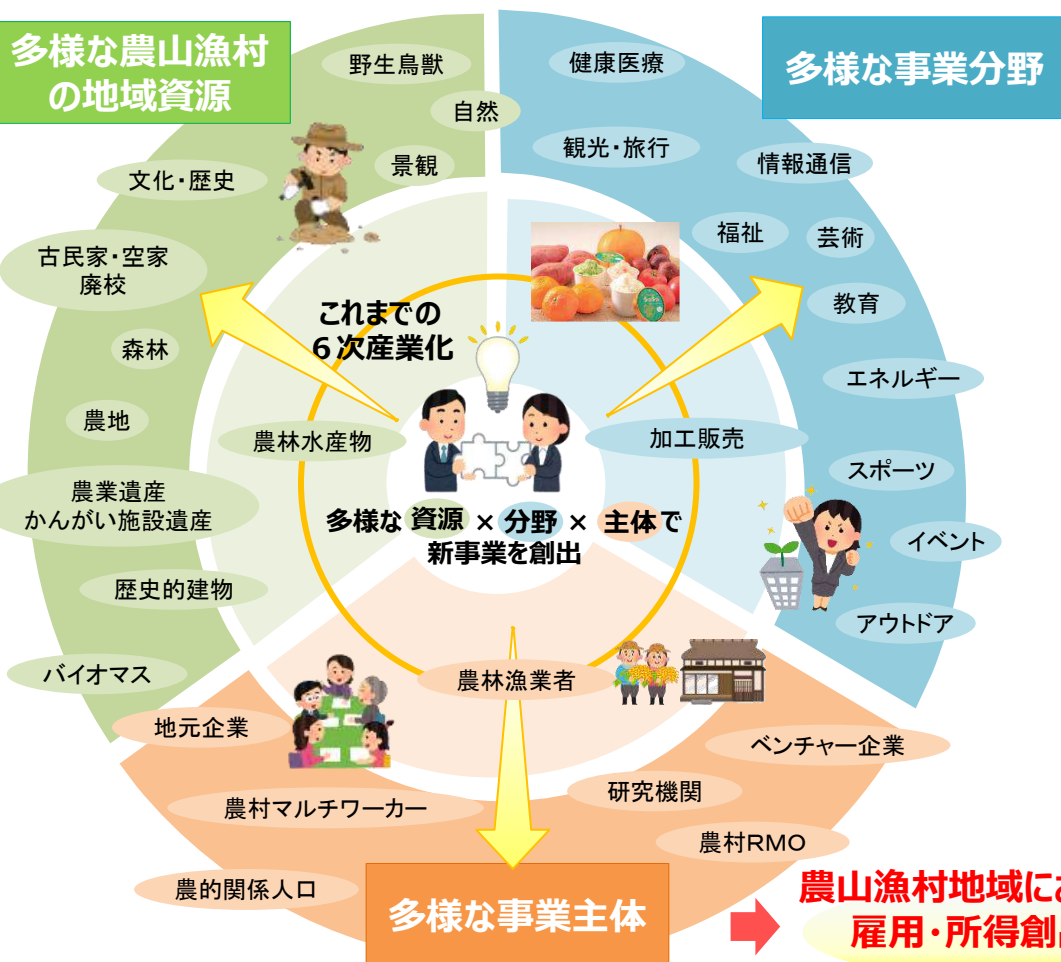
農山漁村発イノベーションの推進

- 「農山漁村発イノベーション」とは、従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値の創出を図る取組。

農山漁村発イノベーション

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

多様な農山漁村の地域資源



農山漁村発イノベーションの事例

<例1>

「農産物、景観」×「加工販売、観光・旅行」
×「農林漁業者、地元企業」

株式会社ワカヤマファーム (栃木県宇都宮市)

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。



<例2>

「森林」×「スポーツ」×「ベンチャー企業」

株式会社フォレストリー (栃木県壬生町)

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。



<例3>

「農産物」×「加工販売、観光旅行、教育」
×「農林漁業者、地元企業」

有限会社 シュシュ (長崎県大村市)

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。



2. 基本法制定以降の情勢の変化

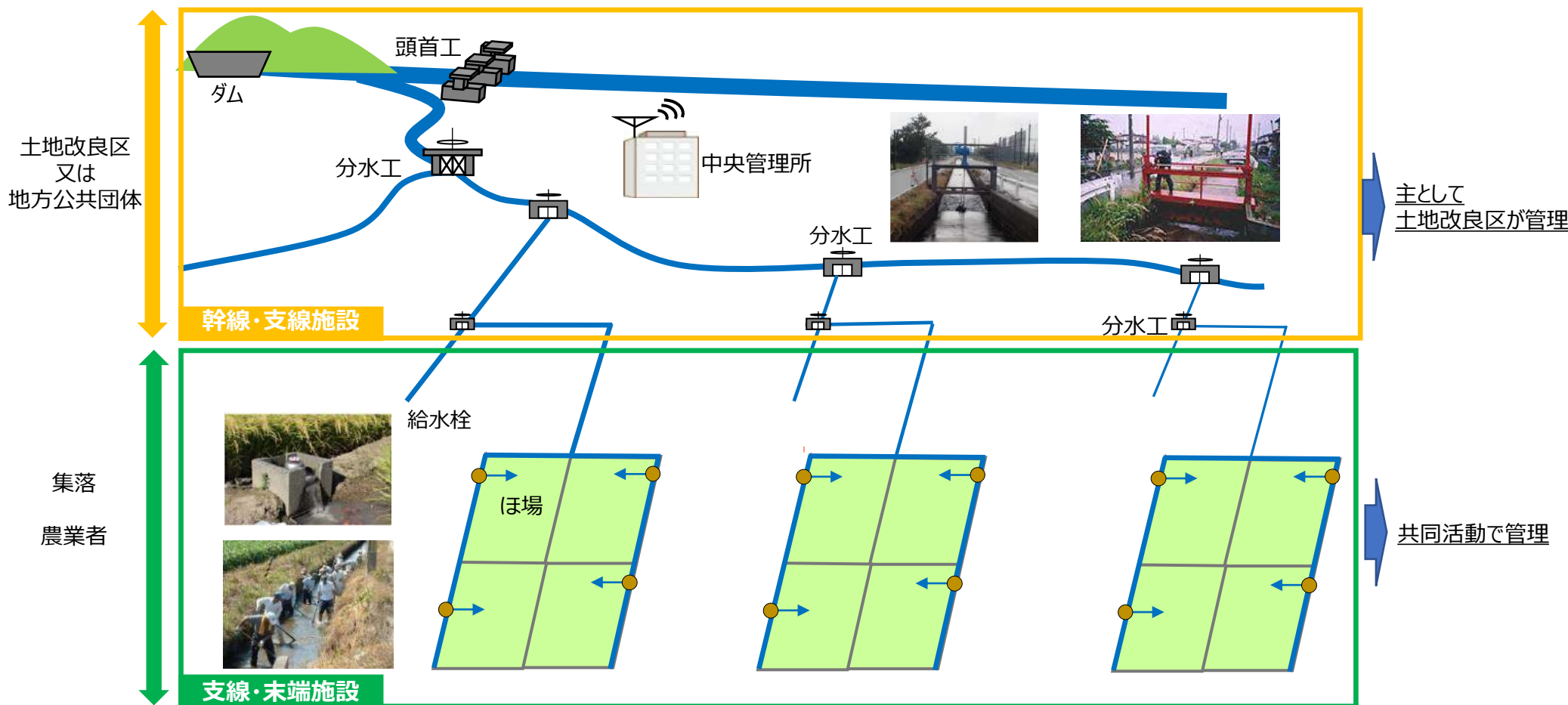
(3) 農村のインフラの維持

- － 人口減少によって農業用排水施設の維持管理に係る人員確保が困難となる地域が増加していく。
- － ダム、頭首工等の基幹施設の維持管理については、土地改良区の組合員数の減少や耕作放棄の増大等に伴い、点検・操作に係る人員確保や経常賦課金の徴収が困難となるおそれ。
- － 水路等の末端施設の維持管理については、地域の共同活動により行われているが、急速な人口減少の流れの中で、共同活動に支障が生じるおそれ。

農業用排水施設の維持管理

- 農業用排水施設は、農業用水の適切な確保とその有効利用のための重要な施設であり、造成後の維持管理を適切に行わなければならない。
- 幹線から支線にかけての施設（ダム、頭首工、幹線・支線水路等）は、土地改良区や地方公共団体が維持管理することが一般的。
- 支線から末端にかけての施設（支線・末端水路等）は、①操作・運転は集落の操作員が、②草刈り、泥上げ、修繕等は集落が共同で担っていることが一般的。

農業用排水施設の維持管理に係る役割分担（イメージ）



類型別の維持管理体制

- 基幹的施設が集中する農業地域（主に平野部）や土地改良区が存在しない中山間農業地域など、多様な地域があることから、地域に応じた維持管理体制を構築することが必要。

類型別の維持管理体制（イメージ）

	土地改良区が存在する 農業地域	土地改良区が存在しない 中山間農業地域
地域 概況	基幹的用排水施設（右図の着色部）が集中する地域	基幹的用排水施設が存在しない 山間地等
主な 管理 主体	【幹線～支線】 土地改良区、市町村 【支線～末端】 水利組合、集落、農業者 多面的機能支払活動組織※1	水利組合、集落、農業者

※1：多面的機能支払交付金を活用した取組を行うために設立される農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織

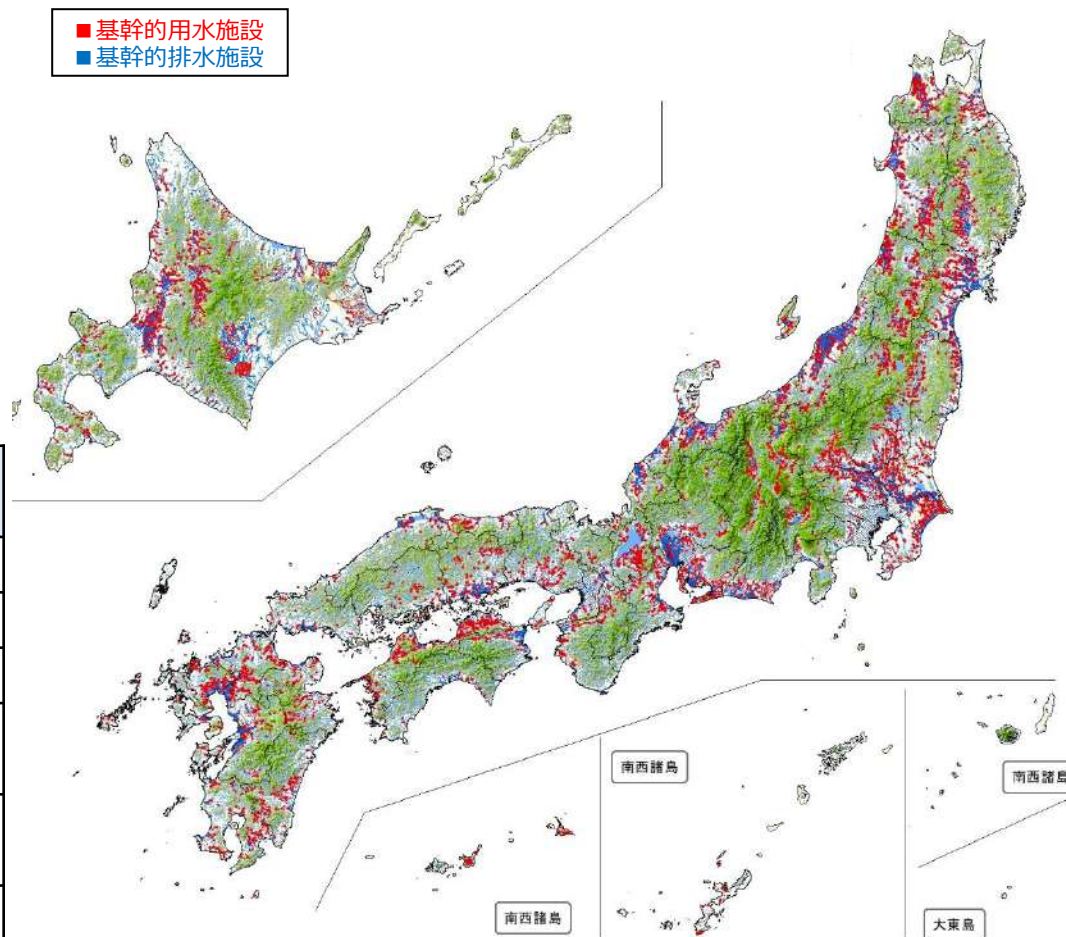
（参考）平地・都市的農業地域と中間・山間農業地域の主要指標

	平地・都市的 農業地域	中間・山間 農業地域
総農家数（2020年）	98万戸（56%）	77万戸（44%）
農業産出額（2020年）	5.3兆円（59%）	3.7兆円（41%）
農地面積（2020年）	①275万ha（63%）	②162万ha（37%）
土地改良区（2020年）	③166万ha (カバー率③÷①=60%)	④82万ha (カバー率④÷②=51%)
多面的機能支払 (2021年)	⑤140万ha (カバー率⑤÷①=51%)	⑥91万ha (カバー率⑥÷②=56%)
中山間直接支払 (2021年)	—	⑦64万ha※2 (カバー率⑦÷②=40%)

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」（組替集計）、「耕地及び作付面積統計」、「生産農業所得統計」「農業基盤整備基礎調査」を基に農村振興局にて作成

※2：中山間地域直接支払のカバー率については、北海道における草地比率の高い草地地帯の面積を含むとともに、採草放牧地の面積を除いている

基幹的農業用排水施設の分布

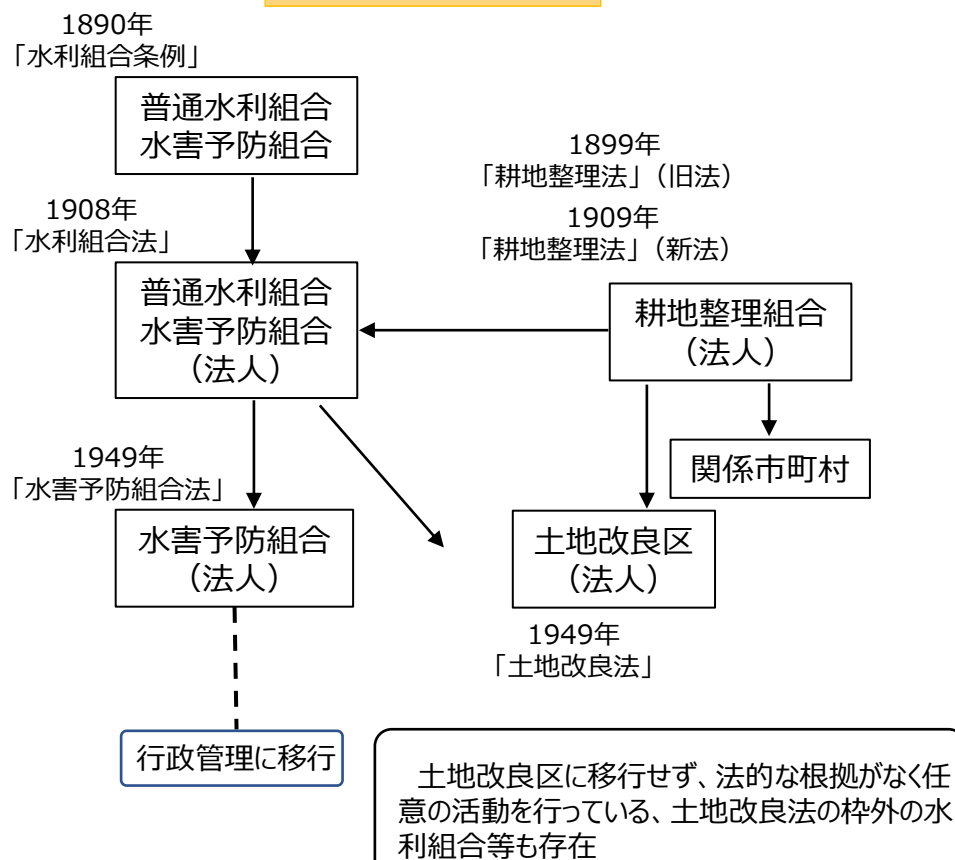


注：基幹的水利施設とは、受益面積100ha以上の農業水利施設

水利関係法と水利組織の変遷

- 1890年（明治23年）に「水利組合条例」が制定され、利害の一致しない複数市町村又は町村組合による運営管理の困難な場合に水利組合の結成が認められた。
- 1949年（昭和24年）に「土地改良法」が制定されるとともに、「水利組合法」が再編され、利水については土地改良区に移行し、治水については水害予防組合として残された。
- 土地改良区は、土地改良事業を担う主体であると同時に、土地改良施設を維持管理する主体であると位置づけ。
- 現在における水利組合には、大規模な土地改良区の地区内で集落単位で水管理を行う団体と、土地改良区には移行せずに残存したものがあるが、その数及び管理実態は把握されていない。

水利組織の変遷



資料：加藤徹：水利制度の確立と「土地改良法」制度以前の水利組織の変遷，水利科学（2003年6月）を基に農林水産省政策課にて作成

水利組織の認識の例

<残存する水利組合や用排水路などの性格についても様々な見解がある。>

<徳島県>

Q 水利組合（用水組合、土地改良組合）とはどのような組織ですか。

A 土地改良区は県知事認可により設立された一種の公共組合ですが、水利組合（用水組合、土地改良組合）は、法的な根拠はなく、用排水路を管理する地域住民が任意に設立しています。また、形態としては地域における自治会、町内会と同様なものです。

資料：徳島県HPより抜粋

<香川県>

Q 水利組合とは。

A 水利組合（用水組合、水利土木組合、水利会など）は、古くから法定外公共物といわれる水路等を管理するために、地域の農業者によって任意に設立された団体（任意団体）で、自治会やPTA、同窓会等と同じ性格の団体になります。

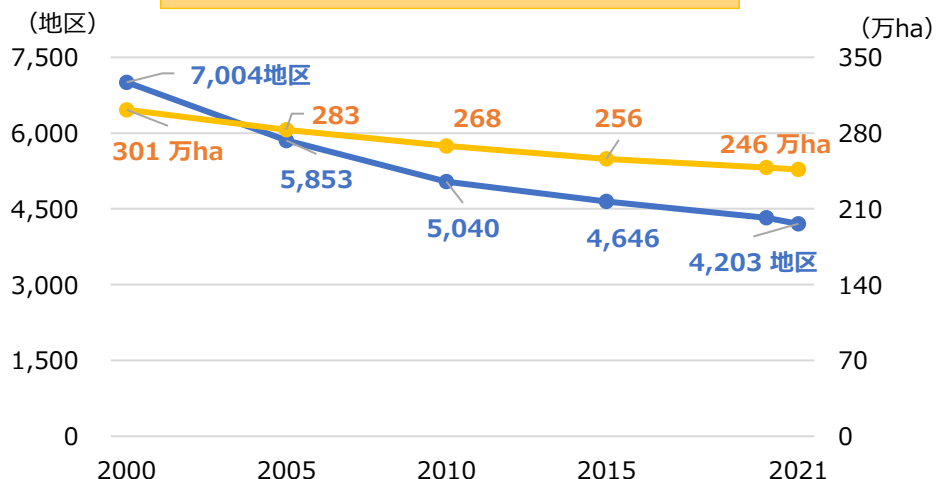
任意団体である水利組合に対しては、土地改良法に基づき知事の認可を受けて設立された土地改良区と異なるため、県には法的権限がありません。

資料：香川県HPより抜粋

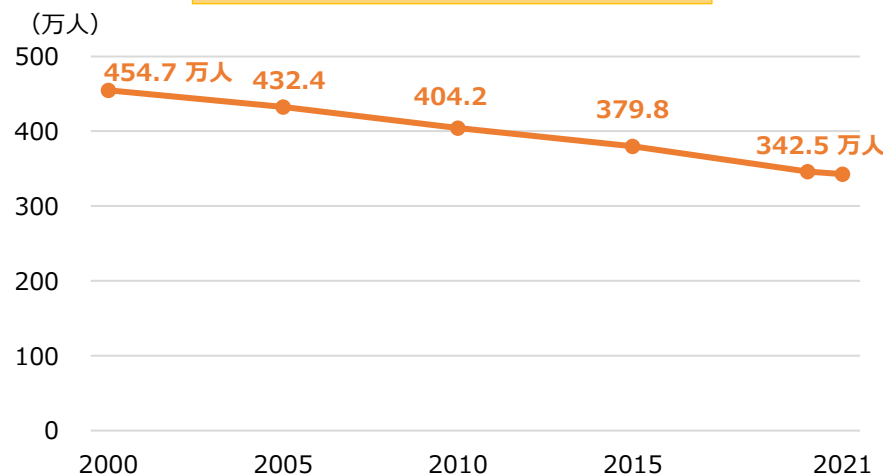
土地改良区の様態

- 土地改良区は、基幹的な農業用排水施設の維持管理を担うが、土地改良区の合併等により、地区数が減少し1地区当たりの受益面積が増加。
- 農村人口や農地面積の減少により、土地改良区の組合員数が減少しており、施設の維持管理や操作作業の人員確保が困難となっていくおそれ。
- 300ha未満の小規模な土地改良区が3分の2を占めており（2021年度時点）、これらには専任職員がいない場合が多い。

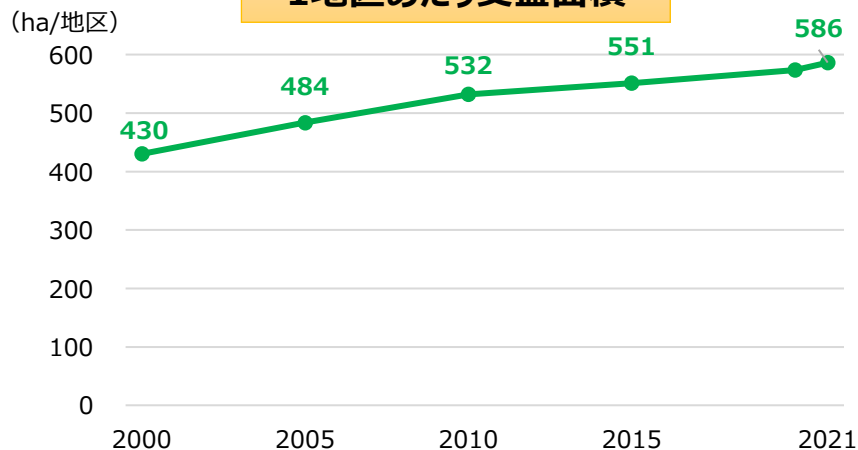
全国の土地改良区数と受益面積



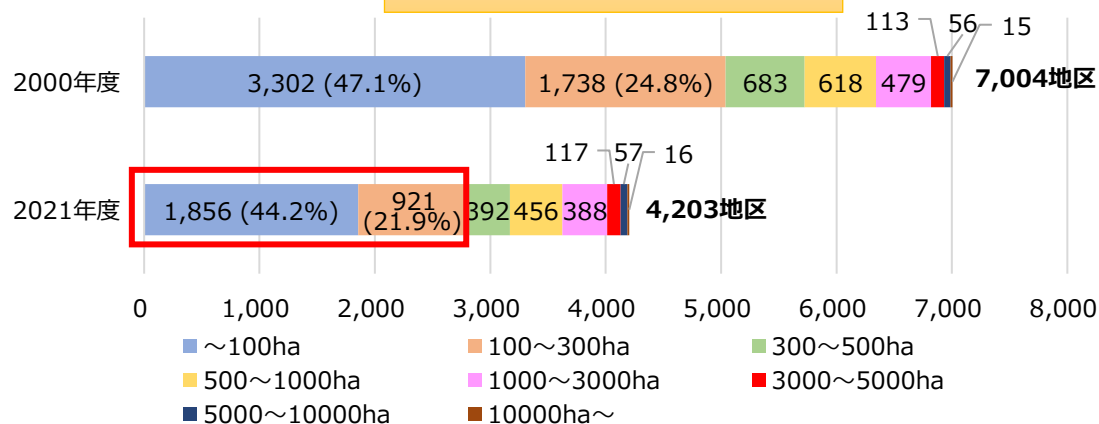
全国の土地改良区の組合員数



1地区あたり受益面積



面積規模別土地改良区数

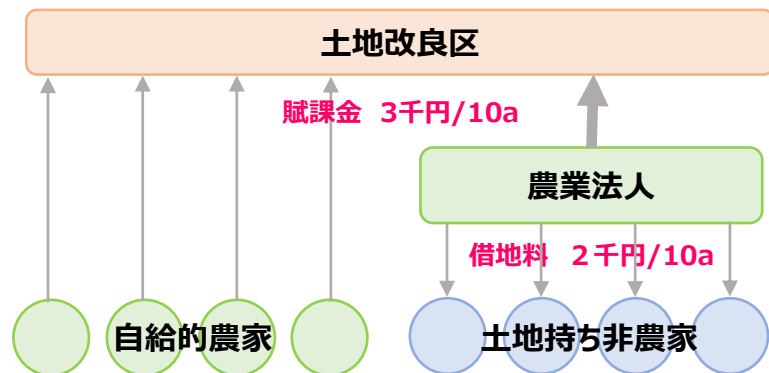


土地改良区運営の継続に係る課題

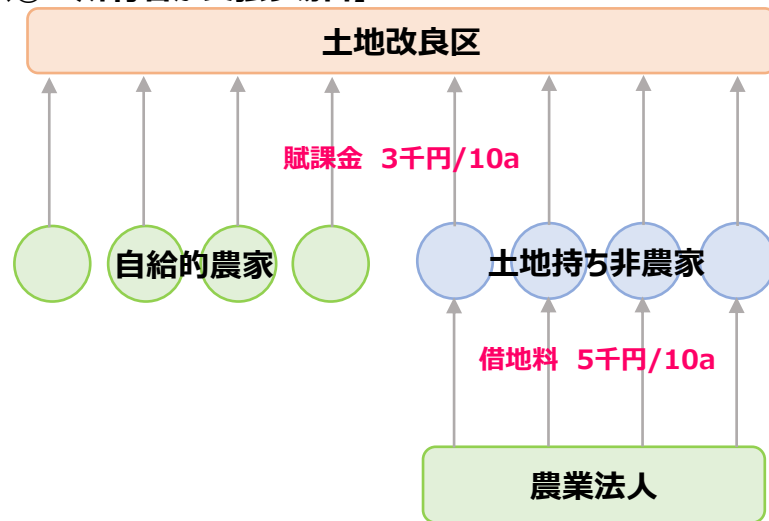
- 貸借されている土地の賦課金は、①耕作者が支払う（耕作者が組合員となっている）場合と、②所有者が支払う（所有者が組合員となっている）場合等があり、東日本は①、西日本は②となっている傾向。
- 人口減少・高齢化が進む中で、土地改良区の運営を継続するためには、施設の省エネ化や集約・再編、管理の省力化、土地改良区の合併等により、賦課水準を維持する必要。

現状（イメージ）

【ケース①：耕作者が支払う場合】



【ケース②：所有者が支払う場合】



将来への課題

- 人口減少により、自給的農家、土地持ち非農家が減少。
- 農地所有者の不在村化が進行。
- 大規模な農業法人が増加し、組合員となる農業者が減少。
- 受益面積の減少により、賦課金収入が減少。



- 農業法人の負担増（1事業体当たりの賦課金の増加）。
- 不在村の農地所有者からの賦課金の徴収の困難化。

基幹的施設の老朽化

- 基幹的な農業用排水施設については、更新整備を進めているものの、標準耐用年数を超過した基幹的施設数の割合は、2007年から2019年にかけて42%から55%へと増加。また、標準耐用年数を超過した基幹的水路の延長の割合は、同期間において25%から43%へと増加。

農業用排水施設のストック

(基幹的水利施設)

基幹的水利施設 施設区分	施設数 延長	2007年 (H19)		施設数 延長	2019年 (R元)	
		標準耐用 年数超過	割合		標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設 (か所)	7,268	3,041	42%	7,656	4,227	55%
貯水池	1,237	104	8%	1,292	129	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,953	780	40%
用排水機場	2,801	1,801	65%	2,982	2,282	77%
水門等	1,062	535	50%	1,134	809	71%
管理設備	219	159	73%	295	227	77%
基幹的水路 (km)	48,570	12,033	25%	51,472	22,196	43%

資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」(2020年3月時点)

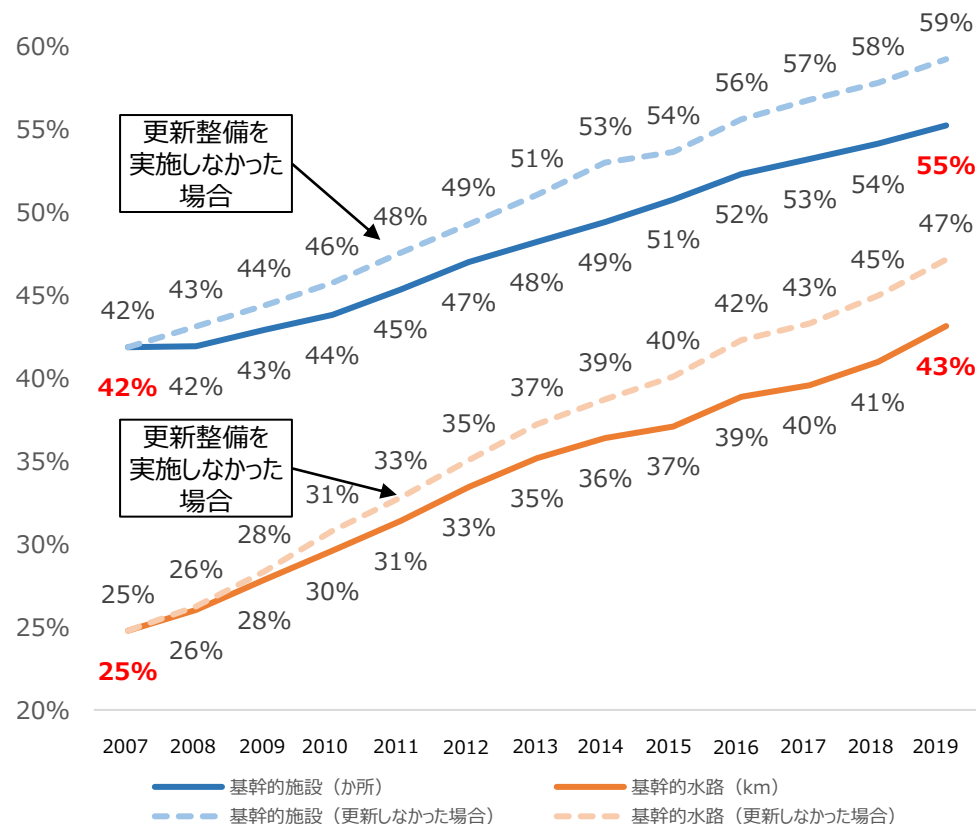
注1：基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

農業用排水施設の標準耐用年数超過割合

(基幹的水利施設)



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注1：基幹的水利施設とは、受益面積100ha以上の農業用排水施設

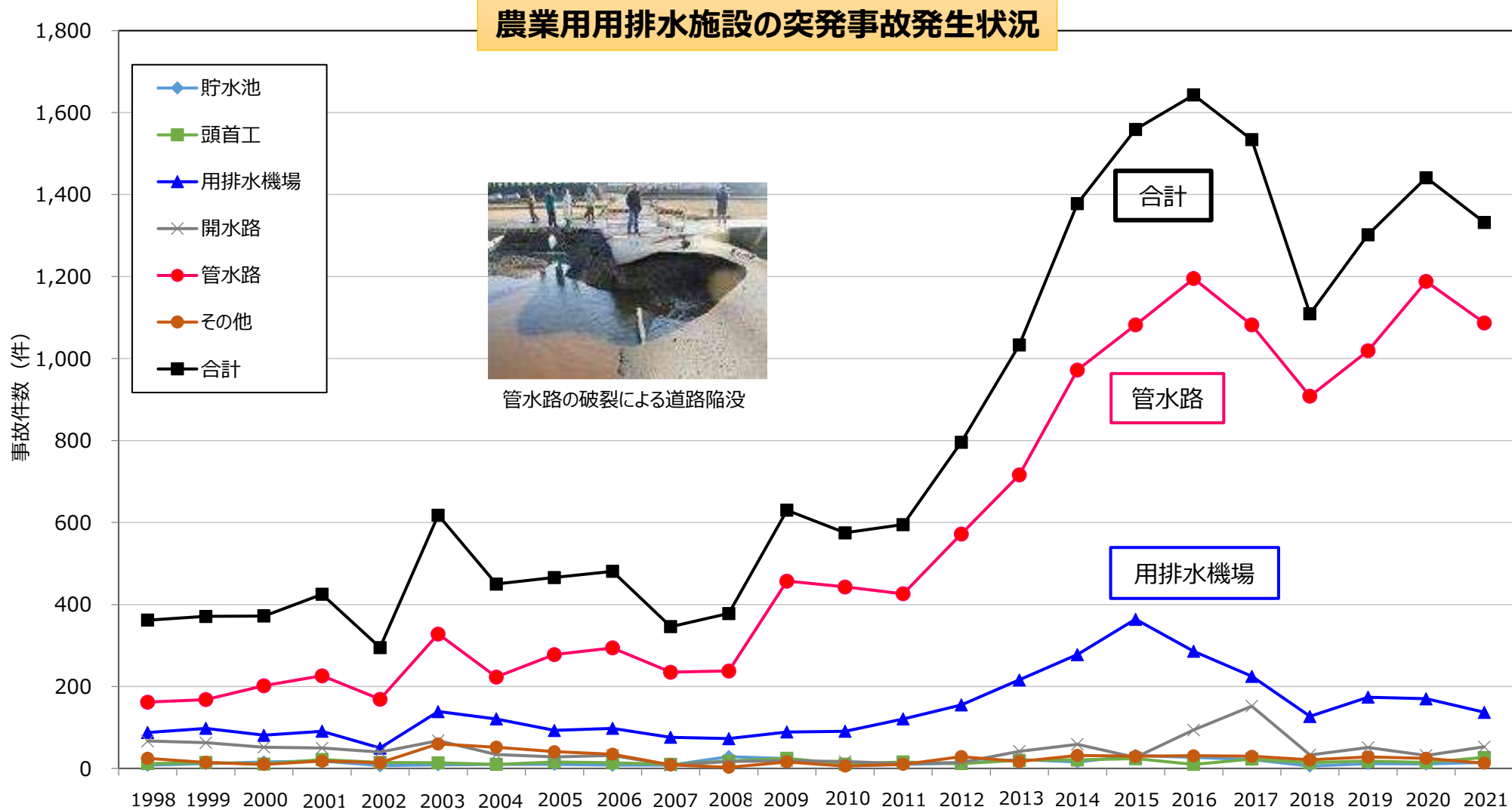
注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

注3：更新整備を実施しなかった場合の超過割合とは、H19以降に更新整備を行った施設について、更新整備が行われなかったと仮定した場合の標準耐用年数超過割合

老朽化による突発事故の発生状況

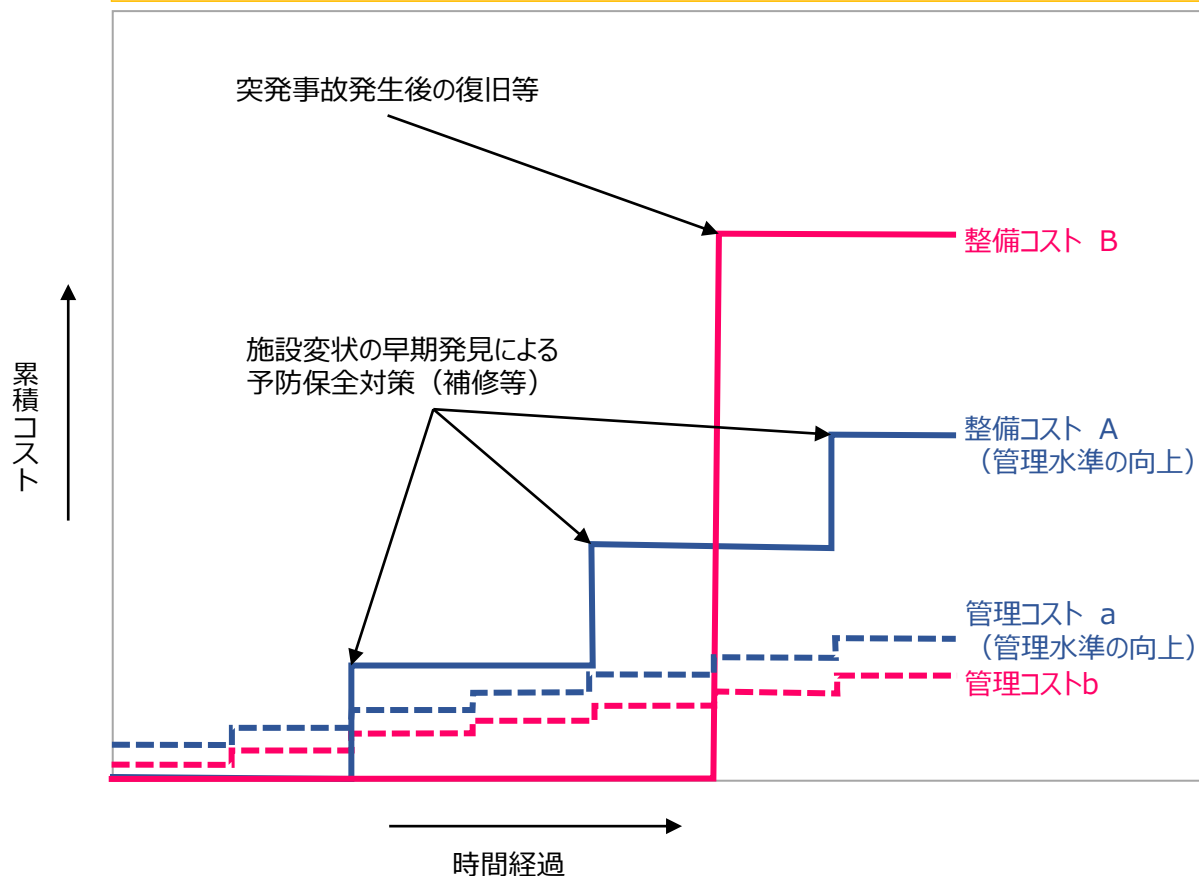
- 施設の老朽化が進行していることから、突発事故の発生件数は、近年増加傾向。特に、管水路（パイプライン）の破裂による漏水事故などの突発事故の増加が顕著。
- 農業用排水施設の更なる老朽化・脆弱化は、食料供給を不安定なものにするおそれがあるだけでなく、地域の生命・財産に被害をもたらす可能性もある。



管理水準の向上による突発事故の発生防止とライフサイクルコストの低減

- 人口減少・高齢化が進み、点検・操作の人員確保が困難となるおそれがある中、農業水利施設の老朽化が進行し、突発事故のリスクが高まっていることに
対応するため、UAV（ドローン）や無人カメラによる点検等の新技術を活用しつつ管理水準を向上させ、施設の変状を早期に発見し補修等の予防保全対
策を適時適切に実施することが重要。
- 突発事故の発生を防止することで農業用水の安定供給を図るとともに、ライフサイクルコストを低減させることで農業者負担の抑制を図ることが必要。

管理水準の向上によるライフサイクルコスト低減 (イメージ)

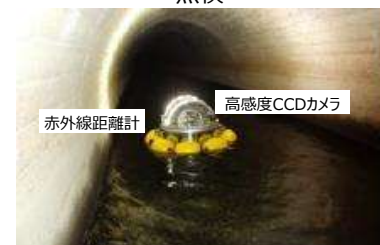


$$A + a \text{ (管理水準の向上)} < B + b$$

新技術を活用した管理水準の向上



UAV（ドローン）による頭首工の
点検



通水中の水路トンネルの点検

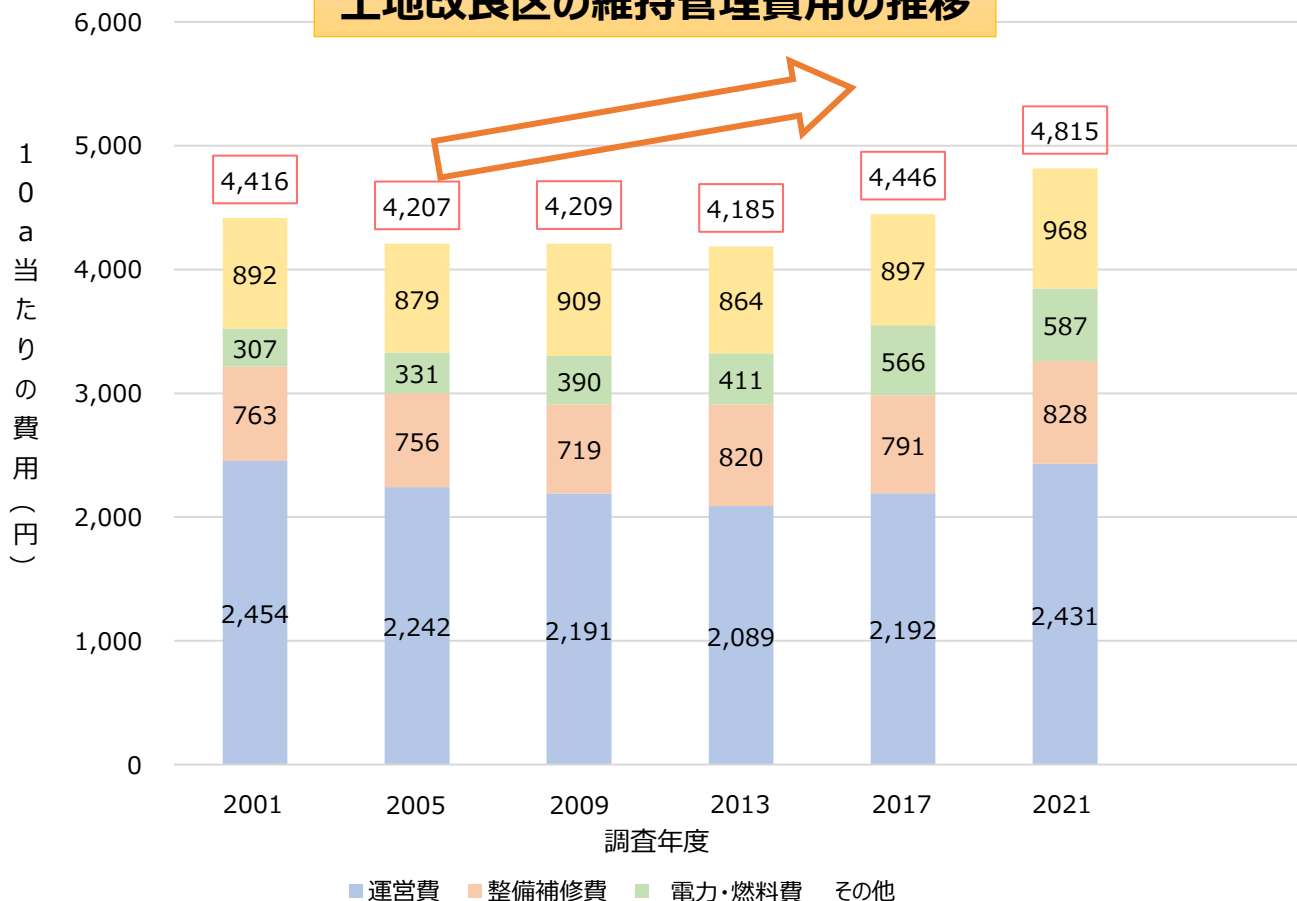


潤滑油診断によるポンプの状態監視

気候変動等に伴う維持管理費の増加と管理の高度化・複雑化

- 土地改良区における農業用排水施設の維持管理費は、近年、増加傾向。
- これまでの都市化の進展や集中豪雨の頻発化・激甚化等、農業者の責に依らない要因により、施設管理者は複雑かつ高度な施設の操作・管理を求められており、気候変動の影響が顕著となってきている中で、今後も維持管理費用が増嵩していく見込み。
- 管理の高度化・複雑化に対応できる人員を確保・育成し、管理技術を継承する必要がある。

土地改良区の維持管理費用の推移



維持管理費の増嵩要因



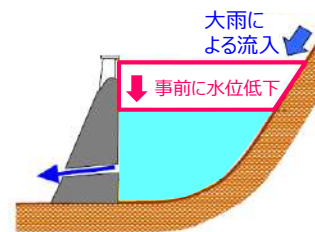
排水機場周辺での都市化の進展（新潟市）



都市化、大雨の増加による除塵機清掃回数、ごみ処理費用の増加



排水ポンプ運転時間、点検・整備回数の増加



ダムの事前放流を行うための体制整備、警報活動に係る人員の増加

資料：農林水産省土地改良企画課調べ

注1：金額は調査年度の2年度前の収支決算による。（例：2021年の金額は、2019年の収支決算による）

注2：項目の「運営費」は、運営事務費、役員報酬及び職員人件費

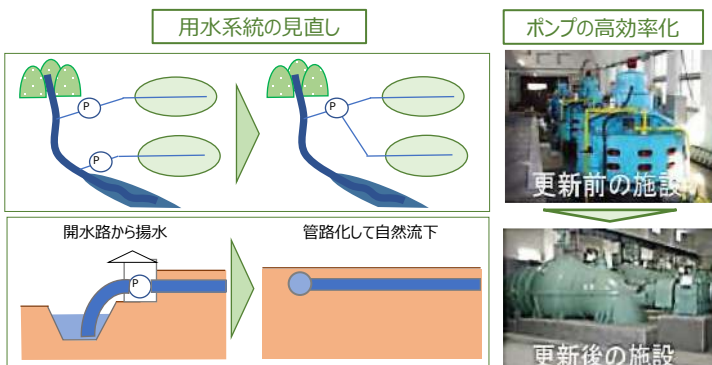
注3：項目の「その他」は、人件費、助成金等、適正化拠出金及びその他費用

施設の維持管理の効率化に向けた対策

- 農村人口や農地面積の減少により、施設の操作・運転に係る人員や土地改良区の賦課金収入の確保が困難となるおそれ。
- このため、ハード面の対策としては、水利施設の集約・再編、省エネ化・再エネ利用や I C T 活用による水管理の省力化・自動化等を推進し、施設の維持管理を効率化・低コスト化していく必要。
- また、ソフト面の対策としては、土地改良区の合併や区域拡大等を促進するとともに、維持管理への支援を強化していく必要。

農業水利施設の集約・再編、省エネルギー化

- 用水系統の見直し、高効率設備への更新等



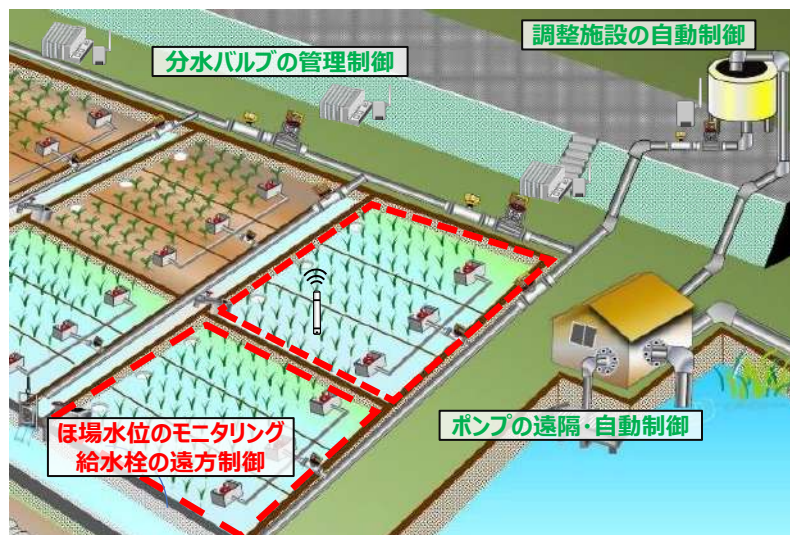
再生可能エネルギーの導入・利用

- 農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの導入



ICT水管理施設の導入

- ICTを活用し、① 農業者によるほ場給排水栓の操作や、② 操作員によるポンプ、バルブ等の操作を遠隔化・自動化



自動給水栓



スマホでの管理



施設の集中管理

草刈り等の作業の省力化

- 水路のパイプライン化や法面の緩傾斜化による草刈り、泥上げ作業等の軽減



土地改良区の体制強化

- 小規模土地改良区の合併や区域拡大等を促進



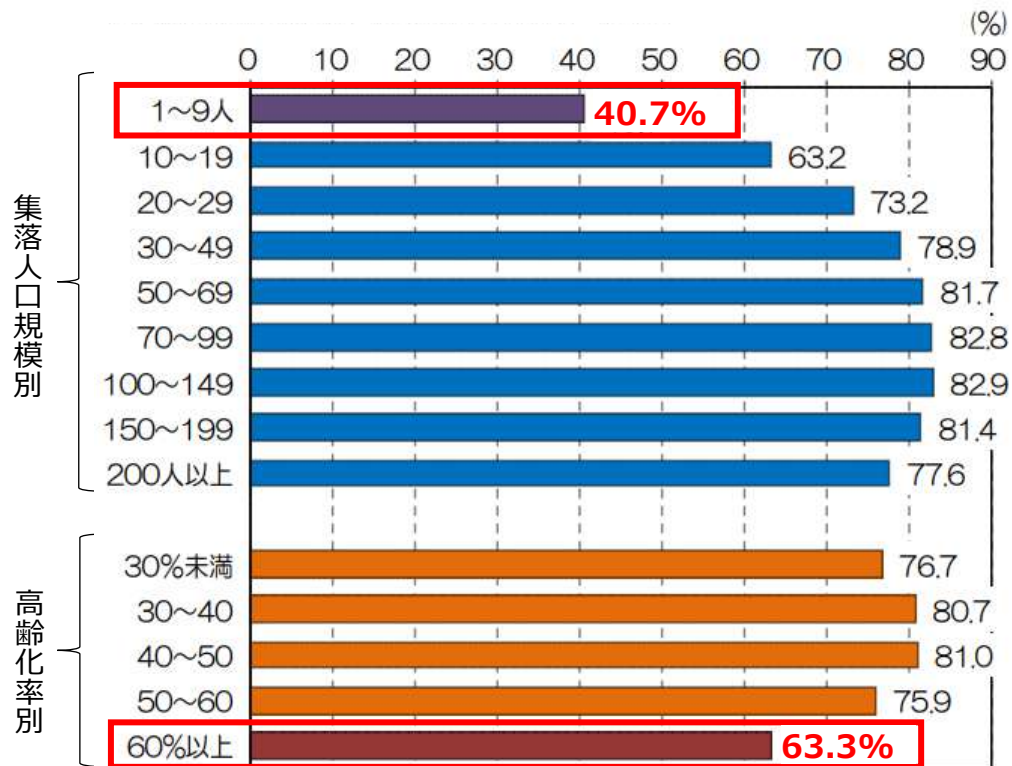
末端施設の維持管理

- 末端の農業用排水施設等については、一般的に集落・水利組合・農業者等が維持管理（地域住民の共同活動）。
- 農業集落の小規模化・高齢化に伴い、農業用排水路の保全・管理に関する集落活動が停滞する傾向がある。特に、集落人口9人以下の集落、高齢化率60%以上の集落では、その割合が急激に低下。

<末端施設の維持管理のイメージ>



<農業用排水路を集落で保全・管理している割合>



資料：農林業センサス農山村地域調査(2015年)，地域の農業を見て・知って・活かすDB(2015年)。
注、集落人口及び高齢化率は、国勢調査の人口データを農業集落別に推計した値に基づく。

資料：国土交通省「第5回 国土の長期展望専門委員会」資料 1-2「農業集落の変容と将来予測－農業センサス等に基づく統計分析から－」（農林水産政策研究所：橋詰登）より抜粋

共同活動による維持管理

- 農業生産活動は食料の安定供給に不可欠であり、農業生産活動を維持するためには、農業用水の安定的な供給等が必要であり、膨大な延長の水路や農道、多数の施設の管理を、農業者だけではなく地域の共同活動により保全することが必要。
- これら共同活動には、多面的機能支払交付金を活用している地域が多く、そのカバー率（全国の農地のうち本交付金を活用している農地の割合）は55.8%（2021年）を占める。

主な共同活動



農道法面の草刈り



開水路の泥上げ

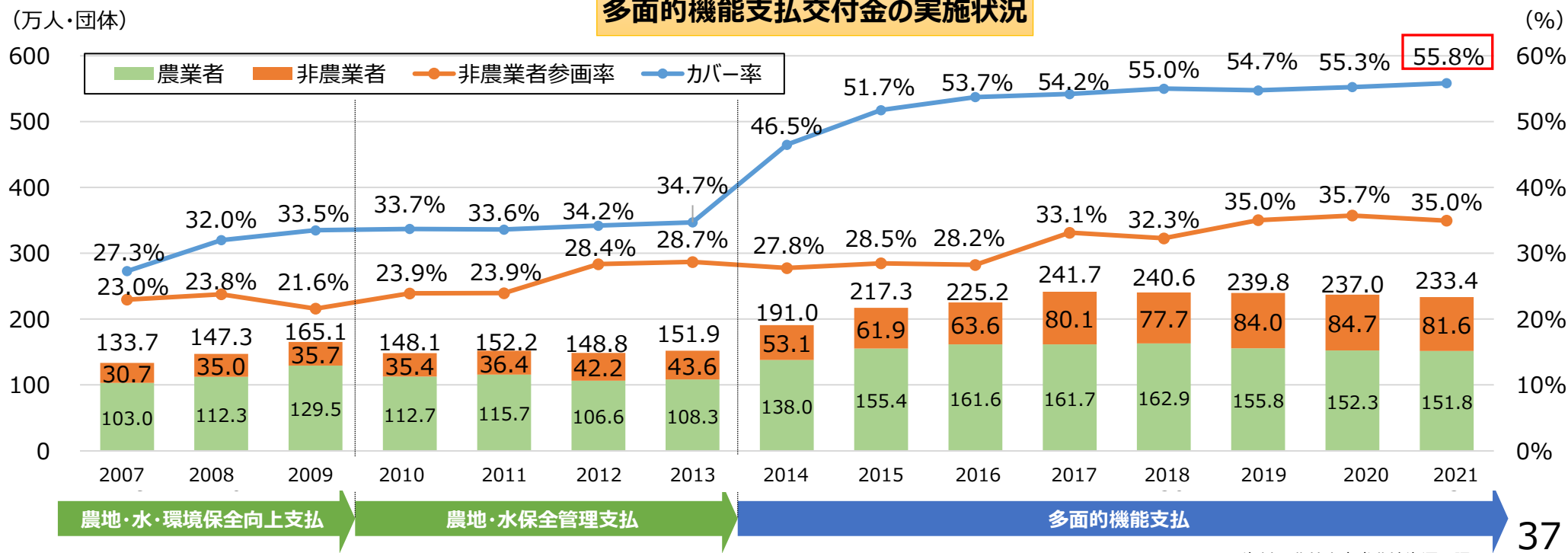


水路破損部分の補修



ため池取水口の保守管理

多面的機能支払交付金の実施状況



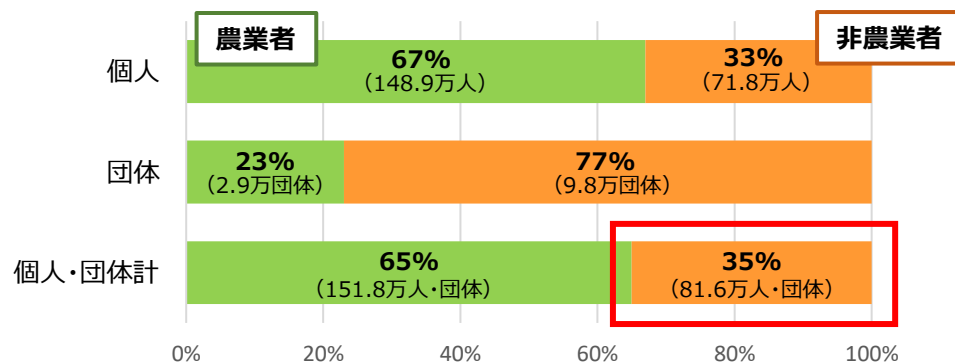
多面的機能支払交付金の対象組織の構成

- 農業用排水施設等の維持管理を共同で行う、多面的機能支払交付金の対象組織については、農業者のほか、自治会、女性会、子供会等の非農業者も多く参画している状況。
- 非農業者の割合は増加傾向にあり、2021年には35%を占める。

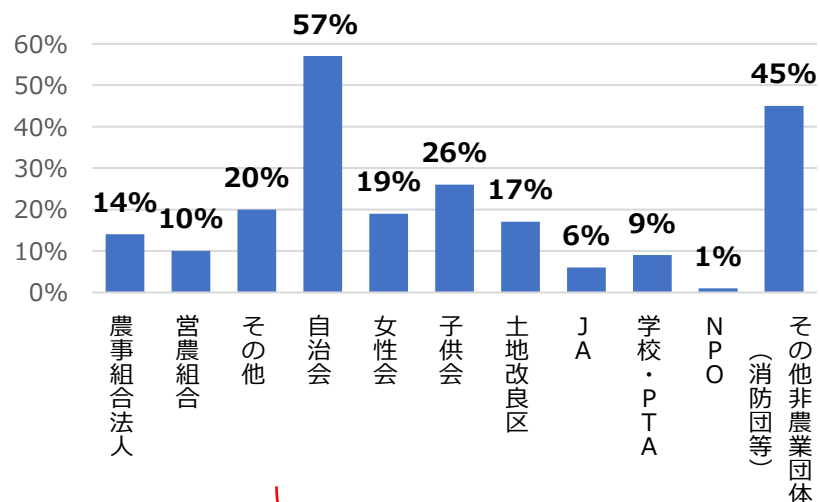
対象組織の構成員数

個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 〔農事組合法人、 営農組合等〕	その他 〔自治会、子供会、 女性会等〕
148万9千人	71万8千人	2万9千団体	9万8千団体
合計 233万人・団体			

対象組織の構成員構成割合

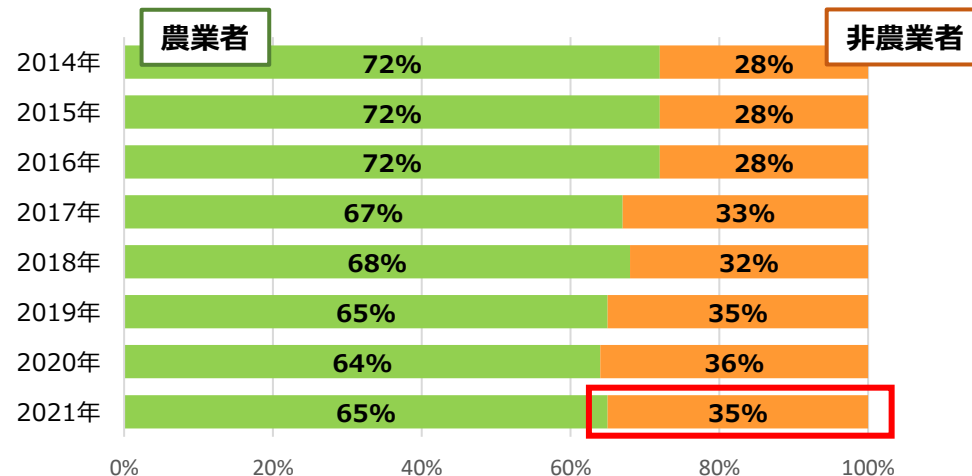


対象組織への各団体の参画割合



非農業者

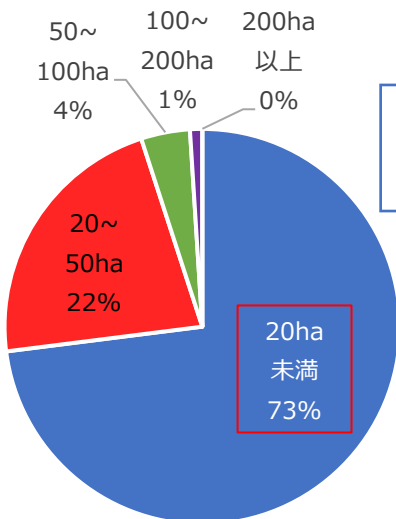
対象組織の構成員構成割合の推移



多面的機能支払の課題

- 人口減少・高齢化が進む中、共同活動の中核的役割を果たす者や、事務処理を担当する者などの人材を確保することが困難となるおそれ。
- また、小規模な活動組織は、活動参加者の減少により、活動を継続できなくなるおそれ。
- このため、非農業者の参画促進や近隣の活動組織との合併等による広域化（事務局機能の統合を含む）を図るとともに、リモコン草刈機の導入等の共同活動の省力化を進める必要。

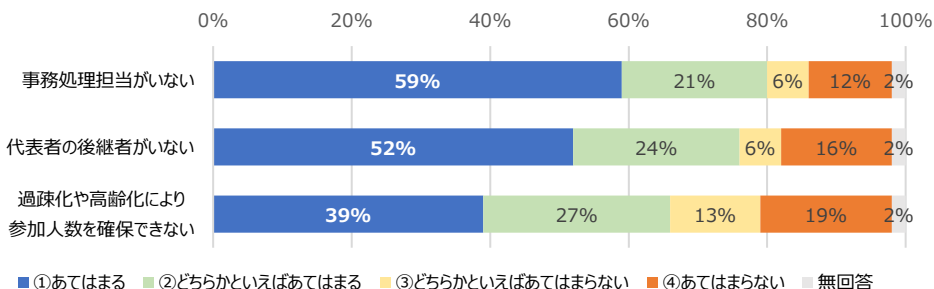
2020年度に活動終了した活動組織の規模別割合



➤ 2020年度に活動終了した活動組織（171組織）の約7割は20ha未満。

活動終了理由（2020年度）

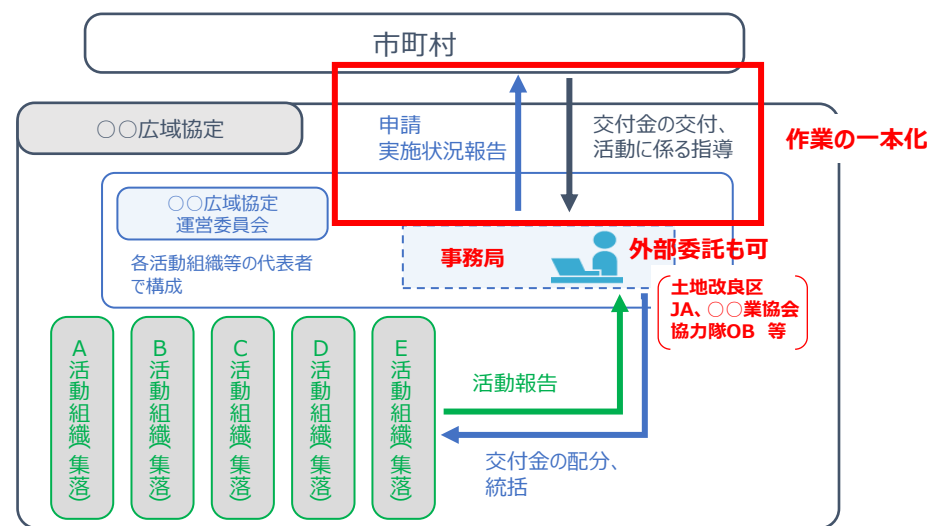
➤ 「事務処理担当がない」等、人材確保難が活動終了理由の上位。



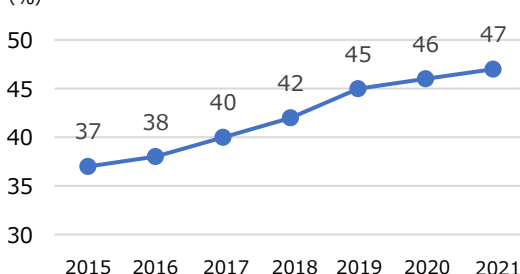
資料：農林水産省農地資源課調べ

➤ 広域化により市町村提出書類が一本化され、事務作業の外部委託もやりやすくなるため、個々の活動組織の負担は軽減。

広域化のイメージ



広域化組織のカバー率（農地面積割合）



リモコン草刈機

- 食料安全保障の観点からは、人口減少によって、集落による共同活動で管理していた農地周辺の末端水路などの農業のインフラ機能の維持が困難になる問題をどう克服していくかが課題。
- 草刈り、泥上げ等は、農業者等の地域住民により担われているが、農村の人口の減少・高齢化が進む中で、集落での話し合い、農地所有者と耕作者との協議などを通じ、役割分担を明確にすることが重要。
- なお、末端水路などの管理や費用負担の責任が整理されないまま、土地改良法の枠外で水利組合等による慣行的な管理が持続されている場合もある。



- 急速な人口減少の流れの中で、農業者の減少、農地所有者（土地持ち非農家）の不在村化や代替わりが進行する、これまでの慣行管理が困難となる等のおそれがあり、その管理の在り方を明確にしていく必要がある。この際、末端農業インフラの管理は食料の安定供給のリスクであり、食料安全保障の問題として捉える必要がある。

2. 基本法制定以降の情勢の変化

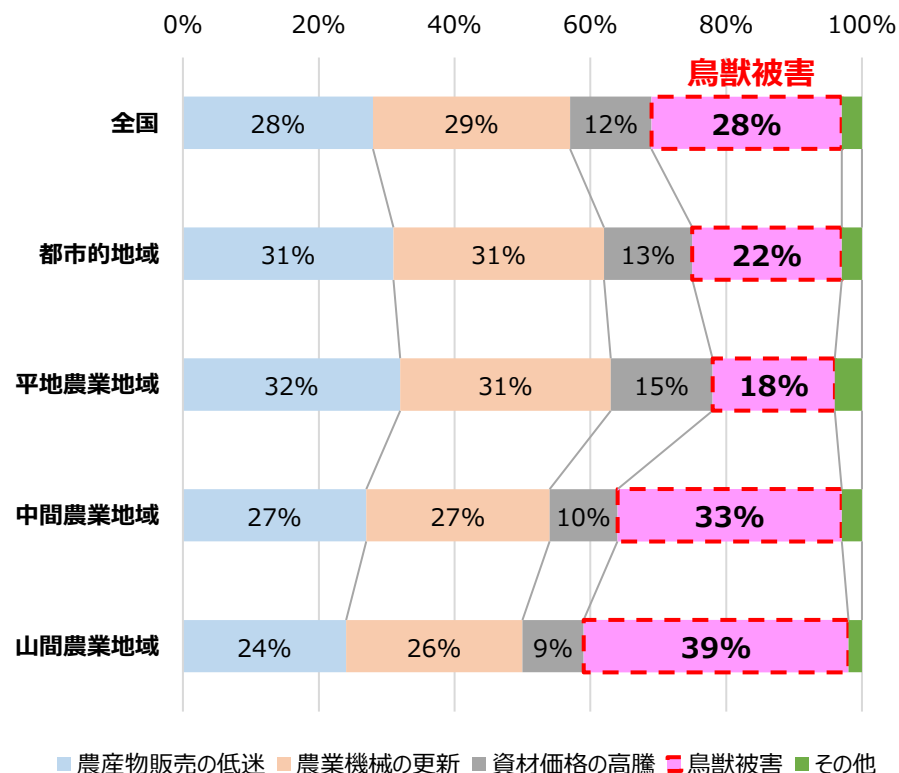
(4) 鳥獣被害の深刻化

- － 中山間地域を中心に、鳥獣害によって荒廃農地や離農が発生するなど、農業・農村に深刻な影響を与えている。
- － 今後、中山間地域を中心に人口減少・高齢化が進む中で、鳥獣被害対策を誰がどのように実施していくかが大きな課題となっている。

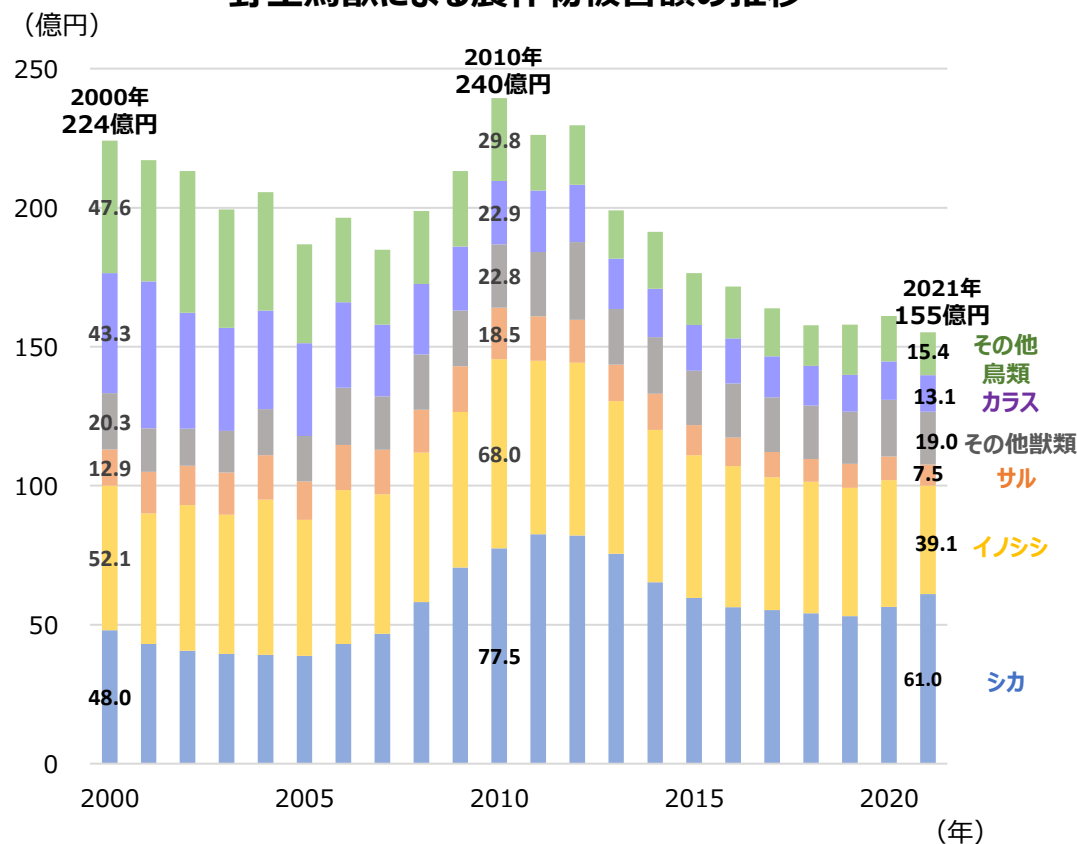
野生鳥獣による農作物被害

- 荒廃農地に関する市町村への調査（2021年）の結果、土地や所有者以外による荒廃農地の発生原因については、「鳥獣被害」が全国で約 3 割を占めており、特に中山間地域ではその割合が高い。
- 鳥獣による農作物被害額は2000年から2010年頃にかけて200億円前後で推移していたが、2013年以降減少し、2021年には155億円となっている。
- 鳥獣被害によって耕作放棄や離農につながることもあり、実際に被害額として数字に表れる以上に農業・農村に深刻な影響を及ぼしている。

荒廃農地となる理由
(土地条件や所有者都合以外)



野生鳥獣による農作物被害額の推移



資料：農林水産省「荒廃農地対策に関する実態調査」

注：2021年1月に全市町村を対象に調査（回収率96%）

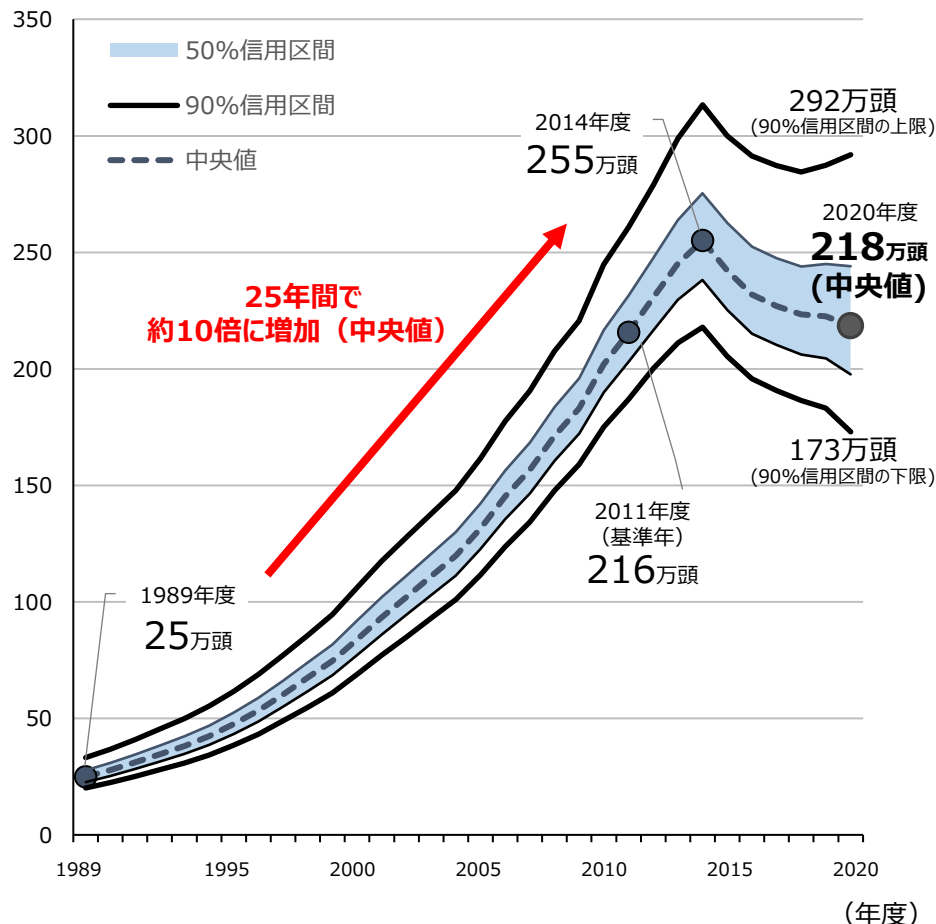
資料：農林水産省「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」

シカの推定個体数及び捕獲頭数の推移

- シカ（北海道を除く）の推定個体数（中央値）は1989年度の25万頭から2014年度255万頭へと、25年間で約10倍にまで増加。
- 特にシカによる農作物被害等が増加した2005年以降、被害防止等を目的とした捕獲を推進した結果、2014年度以降の推定個体数は減少に転じているものの、2020年度の推定個体数（中央値）は218万頭と依然として高い水準にある。

シカ推定個体数（北海道を除く）

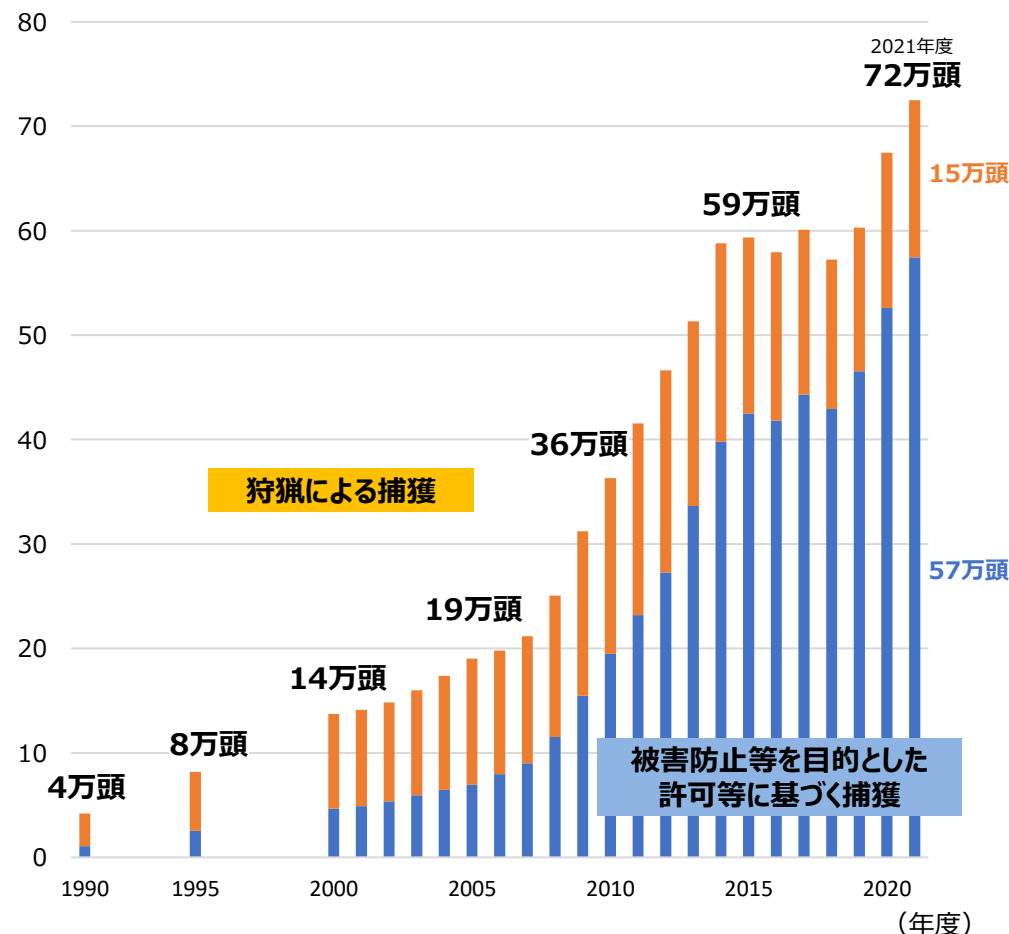
総個体数（万頭）



資料：環境省「全国のエゾシカ及びイノシシの個体数推定等の結果について（令和3年度）」を
基に農林水産省にて作成

シカ捕獲頭数

捕獲頭数（万頭）



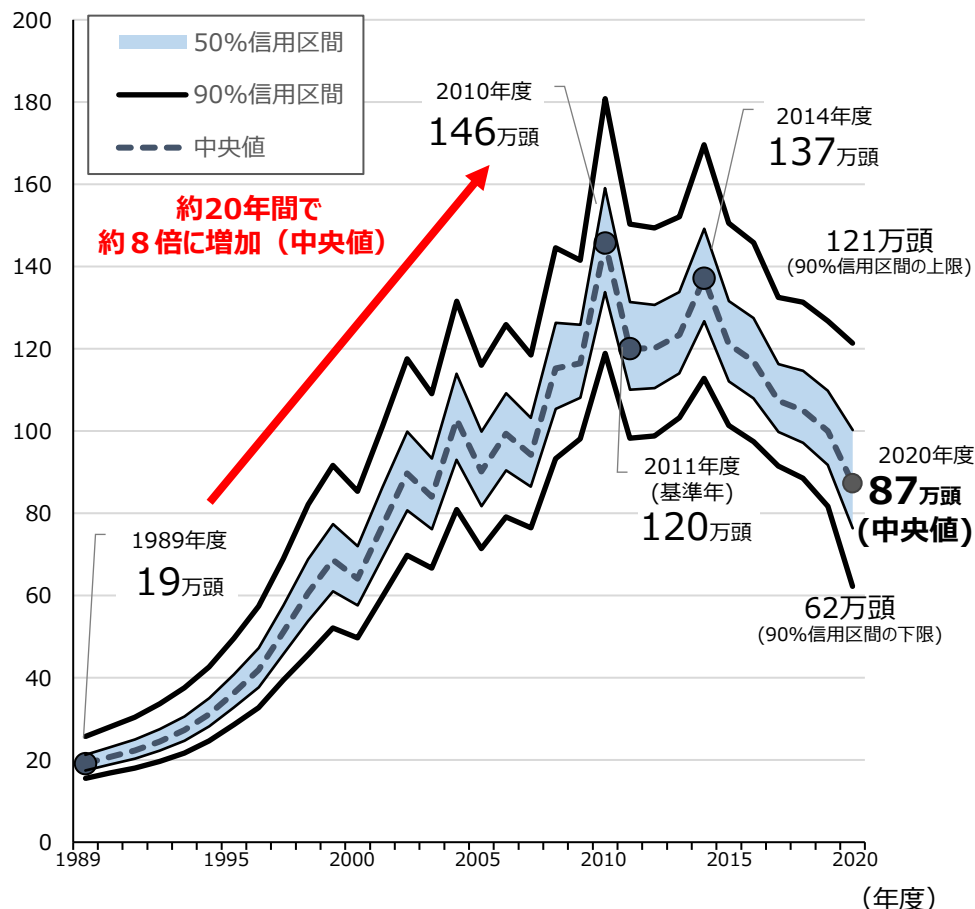
資料：環境省「狩猟及び許可捕獲等による主な鳥獣の捕獲数」
注1：北海道のエゾシカを含む数値
注2：2021年捕獲数は速報値（2022年8月17日現在）
捕獲数の訂正等により今後変更があり得る。

イノシシの推定個体数及び捕獲頭数の推移

- イノシシの推定個体数（中央値）は1989年度の19万頭から2010年度146万頭へと、約20年間で約8倍にまで増加。
- 2010年以降、被害防止等を目的とした捕獲頭数が増加し、2014年度以降の推定個体数は減少に転じており、2021年度の捕獲頭数も前年から減少。

イノシシ推定個体数

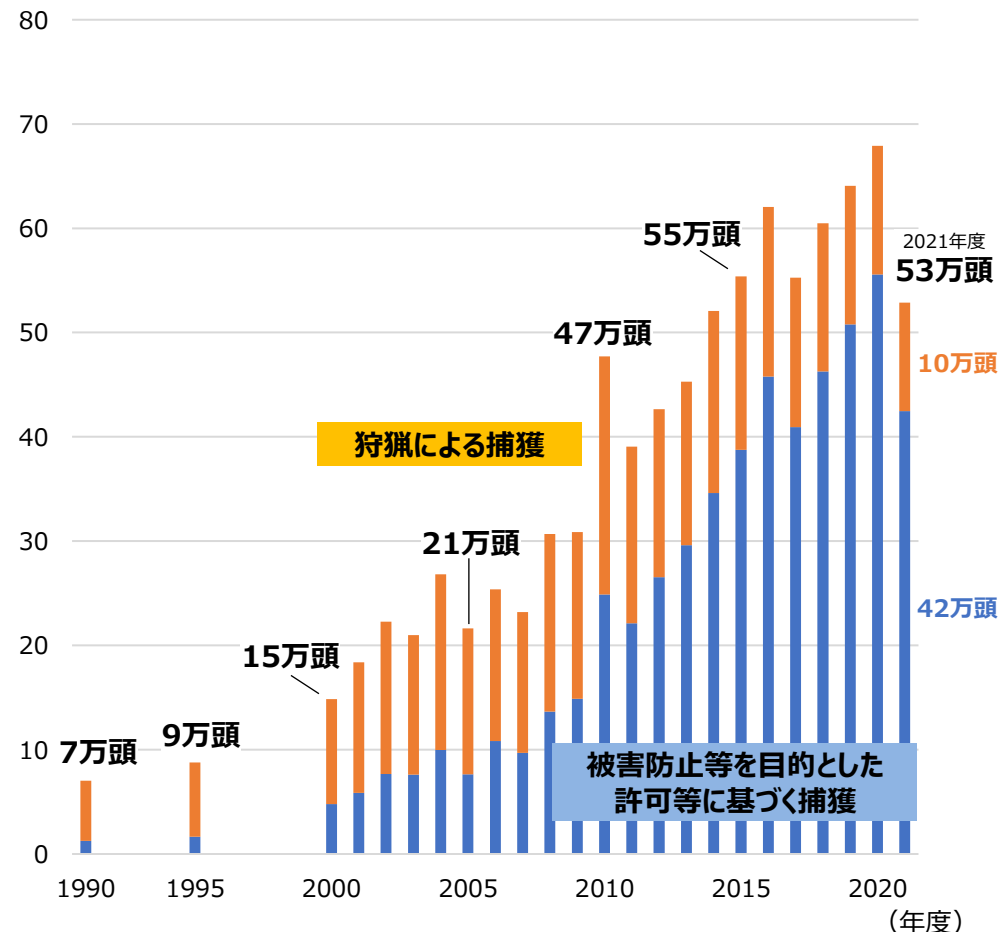
総個体数（万頭）



資料：環境省「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について（令和3年度）」を
基に農林水産省にて作成

イノシシ捕獲頭数

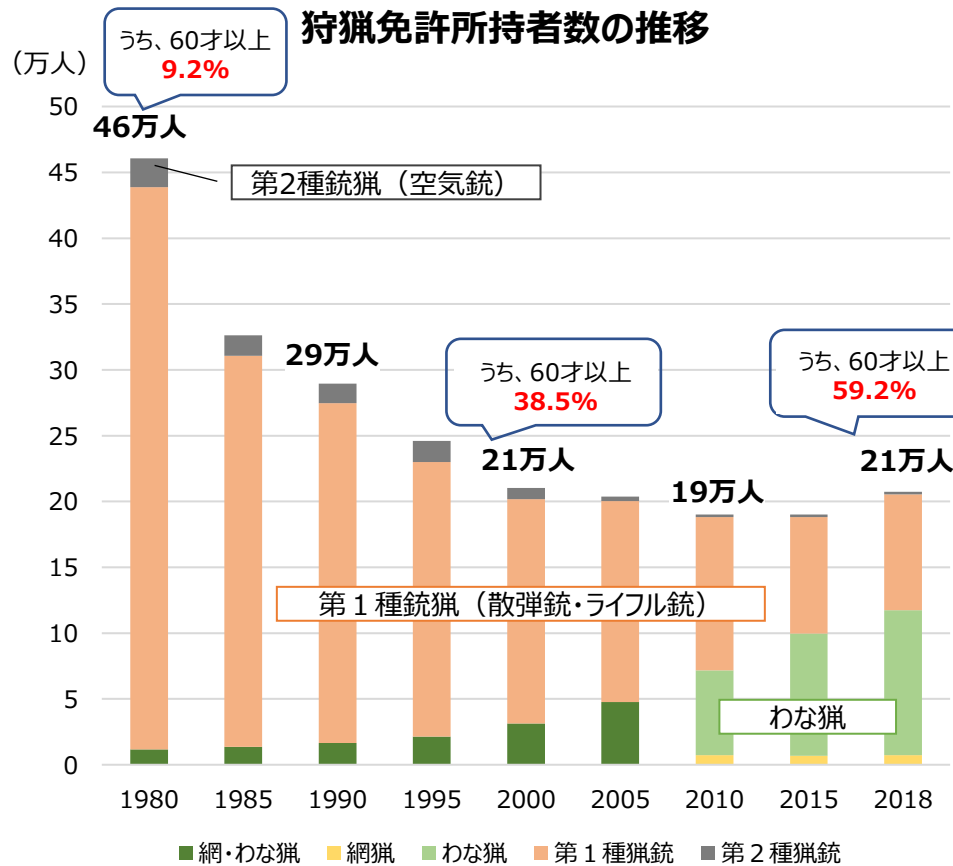
捕獲頭数（万頭）



資料：環境省「狩猟及び許可捕獲等による主な鳥獣の捕獲数」
注：2021年捕獲数は速報値（2022年8月17日現在）
捕獲数の訂正等により今後変更があり得る。

狩猟免許所持者数の推移、鳥獣被害対策の担い手

- 狩猟免許の所持者数は1980年から2000年にかけて半減。その後、総数としては横ばいで推移しているが、散弾銃やライフル銃による狩猟が可能な第1種銃猟免許所持者数は一貫して減少し、わな猟免許所持者数は増加。わな猟免許は農業者をはじめ、農作物被害対策として捕獲を行うために取得するケースが増えているためと考えられる。
- 鳥獣被害対策は、個体群管理（捕獲）と侵入防止対策及び生息環境管理を地域ぐるみでいかに徹底して実施できるかが対策の効果を左右するが、今後、農村人口が中山間地域を中心に大きく減少する中で、その対策を誰がどのように実施していくかが大きな課題となっている。



資料：環境省「種別狩猟免許所持者数」、「年齢別狩猟免許所持者数」を基に農林水産省にて作成
注：2007年に網・わな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に区分された

鳥獣被害対策の3本柱

個体群管理（鳥獣の捕獲）



侵入防止対策

柵の設置等による被害防除



生息環境管理

刈払いによる餌場・隠れ場の管理（緩衝帯の整備）、放任果樹の伐採



これらの活動を**地域ぐるみで、いかに徹底して実施できるか**が、**対策の効果を大きく左右**

中山間地域を中心に農村人口は今後大きく減少することが見込まれる中で、**誰がどのように鳥獣被害対策を実施していくか課題**

3. 論点

【ポイント】

- 日本では、人口減少・高齢化が進んでおり、農村ではそのスピードが速く、集落の小規模化や高齢化による集落活動の停滞や生活環境の悪化の懸念が高まっている。
- 農村の維持のため、人口減少・高齢化を補う移住・定住、二地域居住などの取組、関係人口の増加を図る取組等が進められている。
- 食料安全保障の観点からも、農業生産活動の継続が不可欠であるが、農村問題と一体的に捉えてきた用排水施設などのインフラの維持が重要。
- ダム、頭首工等の基幹施設の維持管理については、主に土地改良区が担っているが、農業者数が減少する中、施設の集約・再編・撤去やICT等の新技術の活用による維持管理の効率化や水利コストの縮減を図ることが必要。
- また、水路等の末端施設の維持管理については、集落や農業者等による共同活動で担われているが、非農業者の参画を促進する一方で、農業者、非農業者ともに減少をすることを踏まえた対策の検討が必要。
- 農業者をはじめ農村の人口の減少等により、鳥獣被害も顕在化しており、鳥獣被害対策も必要。

【論点】

- ✓ 農業生産活動を継続するためには、農村コミュニティの機能を維持することが不可欠であることから、農村部への移住・関係人口の増加、起業による就労機会の増大などに向け、関係省庁や自治体、民間企業と連携して取り組む必要があるのではないかな。
- ✓ 一方で、自然減により、農村の共同活動によって担われてきた用排水施設の管理機能が低下することは避けられない問題であることから、人口減少を前提として、管理対象や管理主体を明確にした上で、その管理の継続の在り方を検討すべきではないかな。
- ✓ 農業者数の減少を見込んだ上で、農業生産活動の継続のみならず、住民の安全確保にも資するよう、鳥獣被害の防止のための体制整備を行う必要があるのではないかな。